

<5.(保護期間)関連>

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名:「著作権法改正要望事項について【5. 保護期間】」

御氏名及び御所属
[REDACTED]

御住所及びお電話番号
[REDACTED]

御意見
特許と同じ期間に短縮すること。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 保護期間関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]
意見: (106)及び(107)について
平直に言って保護期間を延長するのには反対です。
なぜならば、今でさえ長い期間を延長することによって、古い作品がいつまでも市場に流通するため、新しい作品の創作意欲を低下させる事につながります。
そのうえ、会社がいつまでも古いものをリニューアルするなどし、新しい作品を作らないのでクリエイターの育成にも歯止めを掛けます。
また、著作権保有者が売れないものと判断したものは販売時に入手できなかった場合は期限が切れるまで入手していない人々が見ることはできません。
これでは、隠れた名作をこのまま闇に埋めてしまいます。
したがって、保護期間の延長には反対です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

文化庁長官官房著作権課係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。
なお、提出する意見は個人の見解であり所属する組織とは無関係です。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (106)について
そもそも公表から死後50年にわたって著作権を維持しているにも関わらず、十分な利益を得ることができないという可能性が非常に考えがたいのに、それを死後70年に延長する理由が考えつきません。特許に関してはもっと短い間しか権利の保護は許されていませんが、著作権ではなぜこうも長期間認められているのでしょうか？50年という期間を短縮してもいいくらいだと考えます。よって(106)の意見には反対します。

意見: (107)、(108)について
上記(106)の理由から(107)と(108)の意見に賛成します。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 保護期間関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (106)及び(107)について

(106)に反対し、(107)に賛成します。
著作権期間をいらずに延長することは、著作物のパブリックドメインへの帰属を大きく遅らせ、このため社会における文化の発展寄与を大きく阻害するものです。著作権法第1条ではその目的として

「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」

と定められていますが、著作権のさらなる延長は著作権者等の権利保護のみが優先されており、パブリックドメイン入りした著作物の自由な使用によるより大きな文化の発展という側面を阻害することになります。

「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与すること」を目的としている特許法においては、その保護期間が20年であるにもかかわらず、産業界からは発明の保護が十分になされないとの特段の意見が無いことを考えれば、(106)において著作権延長をはからなければ適切に保護できないというのは、論拠を欠いています。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: (会社、学校もしくは職業) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (106)及び(107)について

目先の利益を追求して保護の強化に走るのは簡単です。
また豊かな経済があってこそその文化というのも理解できます。
しかし、文化の発展などは特定のものさしでは計れません。
慎重なご対応を宜しく申し上げます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (106)及び(107)について

「(106)に反対」「(107)を支持」

一部の長期に渡って売れ続ける作品を保護する為に、流通に乗らない
作品が埋もれたままになるのは本末転倒です。むしろ、流通に乗らな
い作品に関しては、保護期間を短縮すべきと思います。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 保護期間]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: (106) 及び (107) について
(106) に反対、(107) を支持します。
著作権については既に必要な保護期間を十分に持っています。これ以上伸ばしてその利益はごく少数の権利保有者だけのものに過ぎず文化全体の向上に寄与するとは思えません。また期間を延長したとして権利保有者が積極的に公開しなければ死蔵されるものが増加するだけだと思います。著作権が切れた作品は権利者以外が活用を図る事で新たな文化向上の起点になりえます。保護期間は延長せず、現行の期間を維持する事が著作権者と我が国の文化向上の両者にとって最良の決定になると考えます。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (106) について

提出する意見は個人の見解であり所属する組織とは無関係です。

保護期間をむやみに延長する事は反対である。

著作物は、第一に作者の物ではあるが、それ以外に人類の共通財産であるからである。優れた作品に多く触れる事が、次世代の優れた芸術家を生み出す。著作物を制限し過ぎると、貧乏な若者が作品に触れる機会が少なくなり、金持ちしか芸術を志す事ができなくなってしまう。また、消費者も優れた「目」を持つ事ができなくなり、芸術の質が劣化していく事に繋がるだろう。

さらに、50年・70年・100年と、それだけ商業価値のある作品がどれだけあるだろうか？ 現在の移り変わりが激しい世の中、5年、いや、1年、へたすると初版だけで絶版になり、2度と作品に触れる事ができなくなる。これは人類文化に対する大きな損失である。独占するなら、絶版をせずに作品を供給し続ける義務を負わせるべきである。

また、著作権使用料は誰のための物か？ その作品を生み出した者のためであるはずである。死んだ人間は金を受け取る事はできない。

さらに、作品の管理者を残さず、ひっそりと優れた作品を残した場合どうなるか？ 例えばゴッホのような。その作品は誰の目にも止まらず死蔵されてしまう。

後、米国ではディズニーが保護期間は1000年でも構わないと言っている。自分たちはイソップ童話などの著作権保護期間の切れた作品（中には手塚治虫などの切れていない作品）、を元に作品を作っているが、保護を伸ばせと言うのは暴論である。なお、日本で1000年というと紫式部の著作権がまた切れていない。日本人は源氏物語を読む事ができないであろう。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

件名: 「著作権法改正要望事項について」[5. 保護期間 関連]

先ほど提出した意見書は、subjectの書式に誤りがあったため、再送いたします。

1. 氏名・所属

[Redacted]

2. 住所・電話番号

[Redacted]

TEL. [Redacted]

3. 意見

著作権保護期間の延長に反対します。保護期間は、現行の50年ですら長すぎます。50年間著作権が行使され続けるコンテンツなど、全体の5%未満です。むしろ、50年間も権利保持者を捜し出さなければ使えないという状況は、文化の流通と保存に対する致命的な障害となります。もしこの期間を維持し、また極少数のコンテンツのために、どうしても延長しようとするのであれば、10年程度ごとを目安に更新手続きを義務化したり、権利保持者を特定できる様な登録制度を整備すべきです。

私や研究室の間は、戦前・戦後の史料を使って研究を行い、また著作物のデータベース作成に携わっていますが、期間が70年間に延長されれば、その作業は滞ります。多くの雑誌などは、物理的に読みとりが困難な状況になっている物も多くあり、パブリックドメイン化され次第、直ちにデジタルコピーによる保存を行う予定ですが、こういった作業を保護期間延長は妨害します。僅か数%の特権的コンテンツを保護するために、他の多くの文化遺産が、物理的に消滅する事を座視しなければならないのだとすれば、そんな国は文化国家の名に値するはずがありません。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc: [Redacted]
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名 [Redacted]
所属: (会社、学校もしくは職業) [Redacted]
住所: [Redacted]
電話番号: [Redacted]
意見: (106)及び(107)について

(106)に反対し、(107)を支持します。

著作権保護期間は現行の50年で十分に長期間であり、これ以上延長することが、個人作者のインセンティブを突動的に高めることは考えにくいと思います。特に、亡くなった作者のインセンティブを高めることは不可能ですから、このような延長が過去に遡って適用される意義は全くないでしょう。

保護期間を長くすることは、著作物が公有のものとして市民から自由にアクセスされることを妨げ、過去の文化遺産に多くを負う現在の文化全体の発展を妨げるものと考えます。

著作物の商業的価値のみのために70年に延長されるとなれば、実質的に商業的価値を持たない著作物までもが巻き添え的に日の目を見なくなってしまう。一律に著作権保護期間延長するべきではないと考えます。

以上のような理由から、著作権保護期間を現在より長い期間に改正することに反対し、慎重な検討を支持します。

[Redacted]

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

- (1) 氏名: [REDACTED]
- 所属 (職業): [REDACTED]
- (2) 御住所: [REDACTED]
- 電話: [REDACTED]
- (3) 意見:

(106) について

断固反対する。公表される著作物全体の中ではごく少数に過ぎない長期間、商業価値を有する著作物の為に行われる安易な著作権延長が「とぼっちり」を食らわせる形で、本来ならばパブリック・ドメイン化によって広く国民に開放されるべき著作物の利用を妨げる問題が現実には発生している点は看過出来ない。デジタル化・ネットワーク化に伴うアーカイブ作成が著作権に阻まれて難航していることは広く知られている通りであるが、著作権が延長されればされるほど権利管理情報の散佚、著作物自体の佚失が起きやすくなり、延長を希望する者がそうした事態の招来に対して何の担保もしていないことが最も重大な問題である。

また、延長を要望するほぼ全ての意見が共通して挙げている「著作権者の死後もしくは法人著作物の公表後70年が国際的潮流」と言う主張も失当である。欧州委員会 (EC) は今年7月に公表した調査報告書で「EU域内でのレコードの著作権期間を現行の“公表後50年”以上に延長すべきではない」としている。

ECによる調査報告書は以下のURLにおいて読むことが出来る。
 (10~12ページ) 2.2.3.1. Duration of related rights」が該当箇所)

http://europa.eu.int/comm/internal_market/copyright/docs/review/sec-2004-995_en.pdf

2.2.3. Term Directive

2.2.3.1. Duration of related rights

The duration of copyright and related rights protection was harmonised in the Community by the Term Directive in 1993. The term of protection for authors' rights was set to run until 70 years after the death of the author, and the term of protection for related rights until 50 years after the event which triggers the term running (such as the date of the performance). There has been a call from certain circles to extend the term of protection of related rights and align it to that of an author since performances are claimed to provide a similar element of creativity. There has also been a specific concern expressed when the performer is also the author of the music as this results in the same person's performance falling into the public domain before the work itself. Moreover, in view of the recent changes to the term of protection under the US Copyright Act, it has been argued by some stakeholders that it would be advisable to align the term of protection of phonogram producers in the Community with the new, extended protection of 95 years from the year of first publication for sound recordings in the USA. Otherwise, according to the proponents of change, European music producers and music industry might be at a disadvantage as compared to their US equivalents.

Strong views have also been expressed in support of maintaining the status quo. It is feared that an extended term of protection would only tend to diminish the choice of music on the market by enforcing the flow of revenues from few best-selling recordings, while at the same time not providing any real new incentives for creation of new recordings or motivating new investment. It has also been pointed out that practically all developed countries, with the exception of the USA, apply the term of protection of 50 years. As to the need to achieve parity between the EU and the USA, it has been argued that the same term of protection would not result in equal economic benefits for the right holders in these two territories. On the contrary, due to a different approach to which uses of phonograms are remunerated, US right holders already benefit from a better protection of their recordings in Europe, and the extension of the term would only aggravate this divide.

From the point of view of the Internal Market, the term of protection for phonogram producers does not cause particular concern since the term has been harmonised in the Community and also been incorporated by the 10 new Member States. Moreover, it seems that public opinion and political realities in the EU are such as not to support an extension in

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
 所属: [REDACTED]
 住所: [REDACTED]
 電話番号: [REDACTED]

(106) 及び (107) についての意見

著作物の保護期間の延長には反対です。現状の著作権者の死後50年というのも長すぎであると思えます。

著作権者の死後50年経ってなお、商業的価値のある作品が一体どれだけあるのでしょうか？大半の作品は死蔵され、失われていくだけです。また、それほどの長期にわたって権利者の所在がクリアになっている保証もありません。権利の所在がわからず、公正に利用しようとしてもできない実態もあります。

また、特許に関しては有効期間はたったの20年ですが、これを巡って製薬業界などは熾烈な競争を繰り広げているわけで、保護期間の長さが創造サイクルに貢献するという理屈は根拠がありません。もちろん、著作物と技術が同じ枠で語れるか、という問題はありますが、商業という観点からは似たようなものではないか、とも思うわけです。

the term of protection. Some would even argue that the term should be reduced. At this stage, therefore, time does not appear to be ripe for a change, and developments in the market should be further monitored and studied.

また、英国・Independent紙は、以下のように伝えている。

<http://enjoyment.independent.co.uk/music/news/story.jsp?story=544670>

That's not all right, says music business as first rock classic goes out of copyright

By Louise Jury, Arts Correspondent
26 July 2004

With Elvis Presley back in the charts 50 years after his first single was released, you might expect his record label to be raking in revenue, but a quirk of European copyright law means BMG has only months to capitalise on the re-release of "That's All Right" before it falls into the public domain.

The legal loophole allows anyone to re-release a copy of a song 50 years after it was first released, without paying royalties to the owners of the master tapes or to the performers. So half a century after the dawn of rock 'n' roll, the issue of copyright is now at the forefront of record companies' minds.

A roll-call of other early rock 'n' roll hits, including Bill Haley's "Shake, Rattle and Roll" come out of copyright in Europe simultaneously this January. Within a few years, a number of potentially lucrative recordings, such as all of the Beatles' back catalogue, could also be up for grabs. With such a major headache on the horizon, the recording industry is finally preparing to fight for terms similar to those in America.

At present in Europe, copyright protection runs out from 1 January half a century after a recording is first released, whereas recordings in America have protection for 95 years after they were made.

The British Phonographic Industry (BPI) is leading around 20 recording bodies, including the Association of Independent Music, by preparing to take the issue to the heart of Europe. Their first task is to get the UK Government on side.

Peter Jamieson, the BPI's executive chairman, said yesterday that the Elvis anniversary was the call to arms. "I think that in all these cases you need some kind of event to galvanise people," he said.

The dangers of the status quo were twofold, he said. Firstly, British recording companies were often competing with America, and having less favourable copyright terms put them at a commercial disadvantage. But it was also unfair to performers and record label investors that they would fail to get a return because of a free-for-all in Europe after such a short period - and often within the lifetime of the artist.

Although America has the best terms for recordings, Australia and Brazil have copyright terms of 70 years, and India 60 years. Better terms are also enjoyed by composers and writers in Britain, who enjoy copyright protection for 70 years after their death.

Mr Jamieson said that the real threat to the British recording industry was "when we get this wealth of British repertoire which started in around 1960 falling into anybody's hands". This includes the Shadows and Cliff Richard as well as the Beatles.

The cost to the record labels can be seen already with stars of the pre-rock 'n' roll era, such as Frank Sinatra. Every year, EMI finds more of his recordings being exploited as more and more songs come out of copyright. This January, the Sinatra classic "Three Coins in a Fountain" joins those already in the public domain.

There is nothing illegal in these rival recordings and some believe that

making these works freely available gives the public access to historic material. But the labels argue that they invested in the artists originally and their capacity to continue to invest in new talent is often dependent on the income generated by their back catalogue.

While music purists will always want to have the best-quality recordings based on the master tapes, others will not care from whom they buy their pop classics.

The issue was raised in June last year when the International Federation of the Phonographic Industry, representing the worldwide industry, asked the European Commission to extend the term of copyright. The Commission has since been working on a review.

But Mr Jamieson said that the issue seemed less pressing for other European countries who did not have such a thriving record industry.

"We're confident we'll get the Government on side, although it's early days. But European support is a different matter because they don't have the richness of sound recordings that we do."

ANNIVERSARY BLUES

1 January 2005 Elvis Presley's first batch of recordings fall out of copyright, including "That's All Right", "Blue Moon of Kentucky", and "Blue Moon". Others affected include Ray Charles' "I Got a Woman".
1 January 2006 Chuck Berry's debut "Maybellene", Fats Domino's "Ain't That a Shame", The Platters' "The Great Pretender" and "Bo Diddley" by Bo Diddley

1 January 2007 Elvis Presley's "Heartbreak Hotel", James Brown's "Please Please Please", Johnny Cash's "I Walk The Line", Lonnie Donegan's "Rock Island Line", Tommy Steele's "Rock The Caveman" and "Tutti Frutti" by Little Richard

1 January 2011 The Shadows' "Apache"
1 January 2012 "Please Mr Postman" by the Marvelettes
1 January 2013 "Love Me Do" by the Beatles followed by the entire Beatles repertoire over the following eight years

このことは、2003年1月の米国・連邦最高裁による「ミッキー・マウス延命法」合憲判決を契機に著作権延長が絶対的正義であるかのように産業界を勢い付かせた一方、スタンフォード大学のローレンス・レッシング教授らによる無軌道な著作権延長に対する批判が政府・国際機関レベルでも認知されつつあることを示唆するものである。横山久芳「ミッキー・マウス訴訟がもたらしたもの」(『Jurist』No.1244・268-273ページ)も参照。

日本では「青空文庫」を始めパブリック・ドメイン化の恩恵によるプロジェクトが開花する兆候を見せており、こうした活動を安易な著作権の延長によって公表される著作物全体の中ではごく少数に過ぎない長期間、商業価値を有する著作物の為に「とぼつちり」を食らわせる形で妨げることが第1条の「文化的所産の公正な利用に留意」する目的に合致するものであるとは到底、考えられない。

参考・「インターネット・アーカイブ」代表、ブルースター・ケイル氏(43)に聞く(下)「長すぎる著作権保護の被害者は、我々の子どもたちだ」(asahi.com・2004年9月24日)
<http://www.asahi.com/tech/sj/kahle/03.html>

●「孤児」となった書籍

——著作権問題について。デジタルデータのアーカイブに取り組む中で、様々な著作権問題への対応を迫られたと思うのですが、「ソフトウェア・アーカイブ」という古いソフトの保存プロジェクトを進めている。(保存にはオリジナルから他の記憶メディアにコピーする必要がある)問題は、コピー防止機能のあるフロッピー・ディスクやCDのデータを扱う時に起きる。(コピー防止機能の解除を禁じる)デジタルミレニアム著作権法(DMCA)により、図書館は(保存目的でも)これらソフトウェアのコピーができない。そこで、我々はDMCAの免除を著作権局に申請したが、認められたのは3年間の期限付きだ。この免除によってコピー作業自体は可能となったが、ウェブで一般に公開することまではできていない。そして3年の期限が過ぎた後、免除認定の更新が認められるという保証はない。

「さらに書籍。著作権切れの書籍なら問題はないが、まだ著作権は残っている、しかし絶版になった本をどうするか。我々が『孤児』と呼んでいるものだ。その数は数百万にもなると見ている。図書館がこれまで、著作権切れの書籍を一般の利用ができるようにしてきたのと同じように、『孤児』となった書籍も何とかして一般の人たちに利用可能にしたい。そこで、絶版となった書籍を公開できるよう裁判所に判断を示してもらうため、今年3月、(映像アーカイビストの)リチャード・ブレリンガーとともにローレンス・レッシングを原告代理人として、アシュクロフト司法長官を相手取った訴訟を起こした。『ケイル裁判』と呼んでいるものだ。これまでの著作権法の改正で、著作権の保護期間はひどく長くなってしまった。それによって(将来にわたる知識へのアクセスを阻害され)被害を受けるのは、我々の子どもたちなのだ」

——訴訟についての、基本的な考え方について教えてください。

「私は、合衆国憲法の起草者たちの作った著作権制度(1790年の最初の著作権法)が気に入っている。彼らは多分、今の議会に影響を持っている何人かのロピイストたちよりも、聡明な人々だったんだと思う。もし議会図書館に作品を寄贈すれば、政府は14年の間、その著作権を保護する。寄贈がなければ、保護もなし。そして、14年たってもその作品がまだカネを生み続け、望むのであればさらに14年の延長ができる。かつては(最長でも)28年間だった著作権保護期間が、いまではほぼ100年(企業保有の著作物は発表から95年)あるいは100年以上(個人の著作物は作者の死後70年)にもなってしまう。18世紀の人たちには28年もあれば十分だったことを、ロピイストたちは『著作権に関わる問題のあれこれを処理するには、もっともっと、100年を超す膨大な時間がかかるんだ』と、でも説明するんだ。そんなこと信じられるか? でも議会は信じるんだ、ロピイストの言うことを」

「最初の著作権制度に戻るべきだ。あるいは、そんなに昔じゃなくても、(著作権の登録・更新制度がまだ残り、保護期間は最大56年だった)ニクソン政権(1969-1974年)の時の制度だっていい。以後30年で、議会の聡明な人たちがどうして、こんなに徹底的に著作権制度を変えてしまったんだと思う。なぜだかわかるか? ミッキーのためか? そうなのかもしれない。いずれにしても、この裁判は何年にもわたって続くだろう」

●振り子が戻る時

——コンテンツ企業とフェア・ユース(公正利用)との衝突、ということなんでしょうか?

「フェア・ユースなどというものはDMCAのもとでは、もう存在しない。どこかに蹴散らしたんだ。そして、著作権保護期間の延長で、パブリック・ドメイン(公有財)入りする作品も減らしてしまっている。だが、私がつきあうビジネス界の人たちは簡単明瞭だ。自分たちのコンテンツから、より多くの収益を生み出した。それだけだ。ならば話は簡単。カネを生むコンテンツはきちんと保護しよう。カネを生まないコンテンツは? 手放してパブリック・ドメインにすればいいじゃないか。そうすれば、だれかがそのコンテンツを有効に利用する方法を考え出す。みんなにメリットがあるだろう」

——今後10年、どんな目標がありますか?

「『すべての人智への開かれたアクセス』を実現するために、すべての本、音楽、ビデオ、ソフトウェア、ウェブをアーカイブし、利用可能にしていこう。そのシステムから得られる恩恵を、自分の子どもたちが利用できるようにしたい。振り子は動いている。80年代のインターネットは、すべてが非商用利用だった。90年代、今度はすべてが商用利用だ。再びもとに戻る時がきたんじゃないか?」

(108)について

例えば、昨年度の改正により映画著作物に関しては20年間の延長が実施されたが1935~54年に公開された映画のうち、現在でも何らかの形で観賞することが可能な作品は何%か? ごく少数にしか過ぎない、長期間にわたり高い商業的価値を有する作品を「延命」させる為に日の目を見る機会を失い、その間に権利管理情報の散佚、作品自体の佚失が起きた場合の責任を権利者はどのような形で負うのか。そうした観点からも、一律で著作権を延長することが特定の権利者を利する方向にしか働かず著作権法第一條に謳われる「文化の発展に寄与」する目的に反する恐れに対する問題意識は常に持ち続けるべきである。それ故、スタンフォード大学のローレンス・レッシング教授らにより提唱されている通称「エルドレッド法案」を基に、ベルヌ条約における義務とされている50年を超える延長の意志を権利者自身に表明させる本要望のような方式を検討する価値は十分に有るのではないかと。

こうした観点からの問題提起は、本年5月28日の衆議院文部科学委員会において城内実委員により行われているので議事録より該当箇所を引用する。

http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009615920040528023.htm

……それで、最近のアーティストの作品については、先ほど申しましたように、当然、著作権の保護をすべきであると私は考えるわけでありませうけれども、この古い、それこそ六十、七十年前の日本のレコードについて、残念ながらまだまだ著作権の保護、権利の保護が強過ぎて、例えば仮にこの半世紀以上前の流行歌のレコードを民間の一人の個人がCDをつくってみようというケースがあったとしますと、当然、著作権及び著作権隣接権が足かせとなる。著作権者というのは当然日本のレコード会社でありますから、そして著作権隣接権は歌手、作曲家、これはもう没後五十年たないとその権利は消滅しないということでありませうので、日本のこういう名曲であってもなかなか発行できない。

当然、許諾、いわゆるライセンスを取ればつくれるわけですが、じゃ突態がどうなっているかということ、私が承知している限り、レコード会社が、それはただじゃ出しませぬよ、もっと金を出してくださいと。そしてまた、JASRACという日本音楽著作権協会があるんですけども、それに金を払う。お金を払えばいいじゃないかということですから、じゃそれが著作権隣接権者に渡っているかということ、どうもそういう突態ではないというように私は認識しております。

そこで、私の質問でありますけれども、著作権及び著作権隣接権が足かせとなつて、なかなかこういう古い日本の楽曲を市場に出せないという突態があるようですけれども、これについて御答弁いただきたいと思っております。

○栗川政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のレコードの復刻に關しまして日本レコード協会を通じまして加盟の各社に照会いたしましたところ、戦前のレコードの復刻についての一般の方からの問い合わせというのは年間一社当たり数件程度であるというふうに関わるところでございます。

実際にレコードを復刻する場合には、先生御指摘ありましたように、作詞、作曲家やレコード製作者や実演家の著作権や著作権隣接権などが関係してくるわけですので、これらの権利の保護期間内であれば当然利用許諾を得なければならぬということになるわけでございます。

それで、権利が保護期間内であるものの復刻に際しましては、そのお申し出の内容によりまして許諾の条件というのがさまざまであろうかと思っております。戦前のレコードについて、では実際に復刻されているケースがあるかということ、少な

いけれどもあるということは聞いておるわけでございます。
いずれにいたしましても、戦前のレコードを複製させることにつきましては非常に意義があるものと思うわけでございますけれども、レコード製作者自身が、例えば複製の計画を有している場合もあるということも考えられますし、いずれにいたしましても、当事者間の協議というもので解決していただくほかはないのではないかとこのように考えているところでございます。

なお、実演家とか作詞、作曲家の権利の使用料につきましては、日本音楽著作権協会やレコード協会に権利を管理委託しているという場合が多いわけでございますので、複製を複製するという点について許諾の条件が登れば、レコード製作者のみならず、その作詞、作曲家や実演家の方にも使用料が分配されるということになっているところでございます。

○城内委員 今次長おっしゃったように、当事者間の協議ということがまさに実態として行われているんですけれども、当然そのレコード会社は、出し渋るし、なかなか許諾しない、条件をつり上げるといふ実態があるということも認識していただきたいと思います。そしてまた、一社当たり数件程度の問い合わせがある、その程度なんですか、はっきり言うた。だからこそ、こういうものは本当に、はっきり言って開放すべきじゃないかというのが私の考えなんです。

戦前という本当はどのような時代だったかと、歴史教科書の問題がありますけれども、当然光と影があるわけですね。そういう時代の雰囲気をつかむためにも、私は、この古い時代の文化、これは文化的価値はないかもしれませんが、流行歌あるいは映画、こういうものについては、外国のものならまだしも、ミッキーマウスについてはアメリカがうるさいですからこれはもうしようがないものとして、日本のものについて言えば、これはだれでも気軽にアクセスするようすすべきである。

戦前の歴史をより客観的に評価するためにも、私は、どこで線を引くか、昭和二十年八月十五日以前なのか、あるいは昭和二十五年にするとか、そこは議論の余地があると思えますけれども、古いものについては、私は、これは著作権及び著作権隣接権の対象外にすべきであるというふうに考えております。皆さん、「蒲田行進曲」という映画を御記憶の方がいらっしゃると思うんです。たしか七〇年代か八〇年代にはやっていた映画でありますけれども、そのテーマソングは昭和初期の「蒲田行進曲」という、これはまた当時そんなに売れなかった曲でありますけれども、こういうものが何十年、半世紀後に復活したりするんですね。そういうように、埋もれてしまふような曲がいっぱいあるんですけれども、せつかく当時の人が汗水垂らして、そしてその時代の空気を吸ってつくった作品を、私自身は、著作権の保護というよりも、もうこれは消費者に一般に開放すべきじゃないかというふうに考えております。そしてもう一点、こういうことで、むしろこれは国がやるべきじゃないかというふうに私は考えております。一年に一社数件程度の問い合わせですから、それほど商業的価値のある戦前の流行歌というのはないんです。映画もそうです。ただ、私は歴史的資料価値が大変高いと思っております。実際に今、フィルムセンターというところに日本の映画が保存されております。そしてまた、これは厚生労働省の所管だと思えますけれども、昭和館というのが九段にありまして、その示したSPレコードを貸与して、それは一般国民がアクセスできるようにされております。

それはそれで大変いい動きなのでありますが、私は、今まさにインターネットの時代でありますから、国の施策として、散逸しがちな貴重な音源あるいは放送の録音、映画、これをインターネットで国が配信するようにしたいのではないかと考えています。

例えば昭和十六年、もう今まさに戦争が始まるようとしている。どういふ映画を日本人は見ていたのか、どういふ曲を聞いていたのだと。軍国調なものは当然あると思えますけれども、では、どうだったのかというのをそれこそポタン操作一本で、わざわざ東京に行かなくても、北海道の人も、九州の人も、あるいは沖縄の人も、アクセスできるようにしないとけないかと思っております。ちょっとこれは変わった意見じゃないかと思えますけれども、私は、この点についてはこれからいろいろな機会をいただきながら質問させていただきたいと思っております。最後に、この二点について河村大臣の御所見をお伺いしたいというふうに思っております。

○河村国務大臣 城内委員から二点の御提言をいただきました。結論から先に言ってしまうとあれですが、検討に値する課題だと思っておりますが、これに対して私の方から御答弁申し上げたいと思っております。

きのうですか、きょうの新聞、見たんですが、百年前のお酒を同じようにつくって飲んでみたというのがニュースになっておりました。これは著作権とは関係のないことではあります、そうした昔の時代のレコードとか映画とか、歴史的なものを客観的に判断したり、いろいろなそういうものをまた楽しんでいく、国民が大いに評価する。あるいは教育の上でも、過去を知るというふうなこと、こういうものが当時非常にもてはやされたんだとかそういうことを知る。私は、当時の大

衆文化を知る、そういう意味ではそういうことがうんと広まるということは大変なことだ、こう思います。

ただ、六十年以上前、これはもう著作物等についても対象から外して広く、こうおっしゃるわけですが、これは著作権法では、著作物の公正な利用に配慮しないうまいか、だから一定期間、著作権者等に権利を認める一方で、終われば権利は消滅してだれも自由に使えるようになる。これはもちろん城内委員も承知の上でおっしゃっておることだと思っておりますが、具体的に、レコードが現在、作詞、作曲家の死後五十年となつております。それから、レコード製作者が発行後五十年、映画が公表後七十年、こうなつたわけです。

この保護期間の問題については、これは国際条約とか各国の法制との整合性がございまして、そういうこともあって、これまでずっと改正をしてきたことでございまして、したがって、国内外の権利者団体の意見も踏まえて決められたこととでありまして、今御指摘をいただきました映画、レコード、こうしたものをいって保護の対象外にしてしまつてはどうだ、こういう御意見でありまして、こういう前提があるものでありますから、これは慎重に検討しなさいいけない課題だ、このように思っております。

また、もう一点指摘されました、そういうものが、ほっておくと散逸してしまふ心配もあるし、現在、レコードは国立国会図書館とか、映画は東京国立近代美術館のフィルムセンターにある。収集、保存がされておいて、またその公開もされておるわけでございますけれども、そういうものをできるだけオープンにして、こういうことで、上映活動とか巡回上映、こういうことはやっておいて、積極的な情報発信には努めておるわけでありまして、今御指摘をいただきましたように、そういうものをもう無料通信といひますか、国がほとんどインターネット通信、配信したらどうだ、こういうこと、これも国民が容易に、身近に触れられるべきですから、これは情報発信ということも考えますと、極めて有力な手段であるというふうに思っております。

しかし、確かにそうですけれども、やはりさっきの御答弁と同じようになるのでもありますが、戦前といえども、まだ著作権等が生きていて保護対象になっている作品もある、あるいは、寄託を受けて国が保存している中にも映画フィルム等の所有者の了解が必要なものもある。こういう権利関係が残っておりまして、映画等のコンテンツのインターネット配信、これは国と民間との考えをどうにか調整していくか、環境をどういふふうにするかということも踏まえて検討課題であろう、このように思っております。

○城内委員 大臣、御答弁ありがとうございます。あるいは戦前のものについては本当に保護の対象外にすべきだとは申しておるんですけれども、ただ、当然、戦前のものでも売れ筋のものもあります、あるいは「蒲田行進曲」のようにまた復活して売れ出すものもある。そういうものについては、例えばセトフグーと措置を導いたとして、売れ始めたら審議会が何かにかけて、レコード会社が、できるんじゃないかと思っております。ほとんどの本当に九割九分九厘のそういう作品は、商業的価値ははっきり言つて、ないですね。したがって、それをいつまでも守るとなかなかアクセスできないというものでありまして、また、没後五十年、著作権隣接権、作詞、作曲家あるいは歌手が、五十年といつても、これは本当にとんでもない長い期間だと思えますし、五十年たつたら、そういう埋もれた名曲というのは本当になくなくなってしまう、マイナーなシェーベルだと、本当にだれに断つて許諾を得るかという難しい手続もありませんで、そういう実態を踏まえて、より国民に、こういう過去の古い音源がアクセスできるような施策をせよとさせていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属 (会社、学校もしくは職業): [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(106) ~ (108) に関連
著作権の保護期間は50年でも長すぎるぐらいであり、現状の50年から延長することには反対し
ます。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED] (一個人としての意見に所属を強制するのは
理解できない)
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見:
(106)50年から70年に延長することは反対である。(107)でも触れているが、
本来的に著作権は文化の発展と寄与をした人に対して与える権利である。そ
して文化とは模倣によって成り立っていることは、歴史が証明している。著作
権の保護期間を安易に延長することは、文化の発展へ寄与できる機会がそれだ
け先に延びるということである。この観点から考えると、著作権の保護期間が
切れる前であっても文化の発展へ寄与するために保護期間の放棄の規定の方が
重要ではないだろうか。

以上。

[REDACTED]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

-----BEGIN PGP SIGNED MESSAGE-----
Hash: SHA1

著作権法改正要望事項に対する意見

1. 氏名・所属(職業): [REDACTED]
2. 住所・電話番号: [REDACTED]
3. 意見: 保護期間の分野について以下可能な限り簡潔に書いていく

(106) ... 著作権者を保護するとは思えないこのような保護期間延長に強く反対。

(107) ... 著作権者を保護するとは思えない保護期間延長にすべきでない。賛成。
条約上の制約も考えられるが、個人的には20~30年程度に短縮すべき。

(108) ... 非常に興味深い提案である。ぜひ実現させるべきである。強く賛成。

[暗号化した個人情報]
黄省CA発行の「シリアルNo. [REDACTED] の公開鍵」で暗号化しています。
****暗号文ここから****

[REDACTED]

****暗号文ここまで****

以上

-----BEGIN PGP SIGNATURE-----

Version: [REDACTED]
Comment: [REDACTED]
Comment: [REDACTED]

-----END PGP SIGNATURE-----

分類1, 2, 3, 4送付済み。以降分類6, 7, 9について書いていく。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (106)に反対
著作権保護期間延長に反対します。
むやみに著作権を延長するのは、文化社会の
発展のためにならないと思います。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc: [redacted]
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

氏名: [redacted]
所属: [redacted]
住所: [redacted]
電話番号: [redacted]

意見:
(106)に 関連
著作権保護期間の延長に反対します。
著作物流通業者の求めに応じて著作権を延長しても、それが切れる20年後にはさらに延長されることはアメリカの例をみても明らかである。
文化は過去の著作物を改変して進歩していくものであり、著作権の既得権化は文化の衰退をもたらす。
むしろ、著作権保護期間を短縮して自由に著作物を利用できる環境を作ることが文化の発展につながるものであり、保護期間の延長は固益に反する行為だと思われる。

他国が70年になったからそれに合わせると言うが、税率の低さで発展した香港をみならって他国と違う戦略を取るべきでしょう。
何の戦略もなく他国に追随するだけの政府なら、いらない。

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

[redacted] 電話 [redacted]

著作物の公正な利用を促す上で、制約となる可能性のある、「著作権、著作権隣接権の保護期間について「50年」から「70年」への延長」(106)に反対します。

「関係団体からの著作権法改正要望について」を精読し、70年への延長の根拠を検討したところ、ほとんどが「欧米諸国にならって」であった。わずかに一つの要望で「著作権者を含む3世代に渡り保護されるべきであるから」という理由が読み取れたに過ぎない。

必要なことは、保護期間を何年にするか、ということであると思う。「著作権者を含む3世代に渡り保護されるべきであるから」というベルヌ条約の精神を鑑みるに、果たして平均余命がのびた事による効果がどれほどあるのか、考えてみたい。

モデルケースとして、平均余命50年から70年というかなりドラスティックな余命の延長を考えてみる。仮定として、30歳で子供をなすとしている。

まず、50年の場合であるが、著作権者の死後50年は、ちょうど孫の50歳にあたり、「著作権者を含む3世代に渡り保護されるべき」という原則は守られている。次に70年の場合を考えてみる。著作権者の死後50年は、孫の60歳にあたり、寿命70年とすれば、あと10年は保護されていないことになる。

このモデルケースをどう考えるか、は人により判断が異なると思う。子供をなす年齢は一般にもっと早いとすれば、孫の代まで十分に保護されているとすることも出来るし、寿命がさらにのびていとすれば、保護期間が短いという判断も出来る。平均余命の20年延長というかなりドラスティックな変化によっても、10年程度の誤差しか出ていない、と考えることが妥当ではないかと思う。

著作権者個々の事例は多彩であり、一概にモデルケースから判断することは難しい。しかし、モデルケースから考察するに20年の保護期間延長は、平均余命40年の延長を想定した対応である。前回の著作権法改正時から40年も余命がのびたとは考えにくい。

著作権者の死後50年を経て、著作物は広く利用出来るようになっている現在、その利用を効率的に行う試みが広く行われている(国会図書館の近代デジタルライブラリー、菁空文庫など)。保護期間の延長により、これらの道が閉ざされることは、著作権保護の意味を考えると、その精神に逆行していると思う。

以上の考察から、保護期間を70年とする具体的かつ積極的な理由がない限り、保護期間の延長には反対する。

e-mail: [redacted]
phone: [redacted]
FAX: [redacted]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (106)及び(107)について

(106) に対し反対

知財立国、作者の創造力保護のためには、著作権期間延長はむしろ有害。
既存の権利だけが延々と守られ、発展性がなくなる。

(107) に対し賛成

上記と同じ理由により、期間延長には慎重であるべき。

(108) に対し賛成

例外なく延長を認めるのではなく、延長意志を確認した上での延長とすること、107にも合致する。また延長意志のない作品について開放されることで、早期の発展的な利用が期待できる。

電子メール [REDACTED]

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

- (1) [REDACTED]
(2) [REDACTED]
(3) 意見

「著作権法改正要望事項について [5. 保護期間] 」(106)及び(107)について意見させていただきます。
著作権延長に対する要望に反対を表明いたします。よって、(106)に反対であり、(107)を支持致します。

+++++

その理由として。

2003年、映画著作物(大部分のゲームソフトなども含む)の法人著作権が20年延長されて「公表後(未公表の場合は作成の時点から)70年」になりました。この時の著作権分科会報告では、作者の死後を起算点とする個人著作物が大半を占める文芸・美術・音楽などに関しては延長に否定的な見解が示されていますが、著作権に関する国際条約であるベルヌ条約では、第7条で条約加盟国の著作物を最低限「個人著作物の場合は死後、映画著作物は公表後50年間」保護することを求めています(一部例外あり)。それ以上の延長は、第6項により加盟国が任意で定めることが可能(上限なし)ですが、これは条約上の義務ではありません。

果たして、著作権を延長することに何かメリットはあるのでしょうか?

別に著作権保護が切れることは危機でもなんでもこのように思います。保護されるのは、作品そのものではなく、それにくっついている著作権であって、『吾輩は猫である』は著作権保護が切れているけれど、作品はどうにもなくなっていません。映画も、単に「著作権」を持っている映画会社にお金が落ちなくなるだけです。

むしろ、そうやって著作権延長という保護を施すことは、アーカイブを公開することもなく、実際、運賃重彦氏著『監督小津安二郎』によると、松竹は映画の重要なシーンを勝手にちよんぎった例が指摘されているそうです。

ゆえ、著作権保持者が本当に作品をきちんと保護するとは限らないです。

仮に著作権が切れても、それらを利用してほかの活動も可能になります。アーカイブ公開されてこなかったものが、目の目を見るチャンスも出てくるでしょう。それを一部の既得権益を求める業界サイドからの要望のために、本当にこれからの世代に日本の文化を伝える意味でこの延長というのははっきり申し上げて全く無用、意味の成さない物と解釈いたします。

権利者(個人よりも映画会社や業界団体であることが多い)側の言い分は「より長期間、著作権を行使して利益を上げることが可能になりその利益を新しい作品の提供に投資することが可能になる」という言い分を述べていらしてはるようですが、

果たして、業界サイドは今から51~70年前に公開されていた映画のうち、現在でも映画館で見るのが可能なアーカイブ作品はほぼ0に近いという事実を踏まえたうえで、要望をされているのでしょうか?

もっとも作品によっては、DVDが市販されていたり、図書館やレンタルビデオ店、あるいはテレビで放送されるものも多少なりあるのですが、それでも51~70年前に公開されていた作品の「ほんの一部」でしかありません。

著作権を一律に延長するということは本来、著作権が切れて自由に公開できるようになったはずの作品が、たまたま同時期に公開されたごく少数の極めて長期にわたって商業的価値を有する作品——ミッキーマウスに代表されるような——を「延命」させるために目の目を見なくなってしまふことであり、9割以上のアーカイブはまさに、室の持ち腐れのようにいっていいです。

日本では「菅空文庫」を始め著作権が消滅した作品をネット上で公開するプロジェクトも盛んですが、もし著作権が一律に20~70年(延長を要求する意見の多くはJASRACを中心に「+20年」だが中には「+70年」、つまり「120年」と言う要求まで存在する)もの長期にわたって延長されようものな

らこうした活動は全て、その存在意義を否定されることを意味します。

この著作権延長は果たして、著作権法第1条に謳われる「文化の発展に寄与」することなのでしょうか？

是非よく吟味して、頂きますよう、強く要望いたします。

以上。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

- (1) 氏名: [REDACTED]
所属: (職業) [REDACTED]
(2) 住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
(3) 意見:

(106)に反対します。「青空文庫」を始め、著作権が消滅して「公有財産」となった著作物の積極活用が盛んに行われている状況を根底から覆すものであり、文化の発展と言う側面からは明らかにマイナスの作用をもたらすものです。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
(尚、本意見は個人的なものであり、所属する団体とは関係ありません)
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(106)及び(108)について、
(106)の著作権保護期間の延長に反対する。
(108)の少額手数料などの別途方を検討する意見に賛成する。

そもそも、保護期間「70年」について、(108)にあるよう「ミッキーマウス延命法」と揶揄される極めて一企業利益のための法制と言え、また、CNET Japan Blogの記事によると

<http://blog.japan.cnet.com/lessig/archives/001441.html>

(以下引用)
Stefen Bechtoldが書いてるところによると、欧州委員会は(少なくとも調査報告書は)EUでのレコードの著作権期間を現行の「公表後50年」以上に延長すべきではないと判断した。レコード産業からの、もっとも重要なロックのうち何曲かをパブリックドメイン入りから「救う」(彼らの用語では)ために期間を延長しろという日増しに強くなる圧力にも関わらず、欧州ではすでに記事となっている。これは自由な文化を求める戦いにとってこの上なく重要な展開だ。これまでで初めて、政府関連の機関がバランスの重要性を認識した(あるいは、その認識を圧力で潰されなかった)のだ。

(引用終わり)
とある。

文中の欧州委員会の調査報告書は、以下。(pdfファイル)
http://europa.eu.int/comm/internal_market/copyright/docs/review/sec-2004-995_en.pdf

(以下引用)
2.2.3. Term Directive

2.2.3.1. Duration of related rights

The duration of copyright and related rights protection was harmonised in the Community by the Term Directive in 1993. The term of protection for authors' rights was set to run until 70 years after the death of the author, and the term of protection for related rights until 50 years after the event which triggers the term running (such as the date of the performance).

There has been a call from certain circles to extend the term of protection of related rights and align it to that of an author since performances are claimed to provide a similar element of creativity. There has also been a specific concern expressed when the performer is also the author of the music as this results in the same person's performance falling into the public domain before the work itself. Moreover, in view of the recent changes to the term of protection under the US Copyright Act, it has been argued by some stakeholders that it would be advisable to align the term of protection of phonogram producers in the Community with the new, extended protection of 95 years from the year of first publication for sound recordings in the USA. Otherwise, according to the proponents of change, European music producers and music industry might be at a disadvantage as compared to their US equivalents.

Strong views have also been expressed in support of maintaining the status quo. It is feared that an extended term of protection would only tend to diminish the choice of music on the market by enforcing the flow of revenues from few best-selling recordings, while at the same time not providing any real new incentives for creation of new recordings or motivating new investment. It has also been pointed out that practically all developed countries, with the exception of the USA, apply the term of protection of 50 years. As to the need to achieve parity between the EU and the USA, it has been argued that the same term of protection

would not result in equal economic benefits for the right holders in these two territories. On the contrary, due to a different approach to which uses of phonograms are remunerated, US right holders already benefit from a better protection of their recordings in Europe, and the extension of the term would only aggravate this divide.

From the point of view of the Internal Market, the term of protection for phonogram producers does not cause particular concern since the term has been harmonised in the Community and also been incorporated by the 10 new Member States. Moreover, it seems that public opinion and political realities in the EU are such as not to support an extension in the term of protection. Some would even argue that the term should be reduced. At this stage, therefore, time does not appear to be ripe for a change, and developments in the market should be further monitored and studied.

(引用終わり)
この報告書から、(106)の意見における、「外国がそうだから」というのは改正の根拠としては乏しいと思われる。

(108)に述べられるとおり、少数のコンテンツ保護のために大多数の作品からインスパイアされる機会を、法的に奪うべきではないと考える。

第1条の「文化的資産の公正な利用に留意」すべき点を考慮し、保護と利用のバランスがとれた法になることを強く望む。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見: (106) 『著作権、著作隣接権の保護期間について「50年」から「70年」への延長』について

反対いたします。要望者側の延長することに対する根拠として、「欧米諸国がそうしているから」といった一文が見受けられますが、米国はともかくとして欧州については、欧州委員会での調査報告書にて『公表後50年以上に延ばすべきでない』旨の判断が出されたとの記事が、インターネット上に見受けられます。米国では70年に延長されましたが、「ミッキーマウス法」等と揶揄されている事でも分かるように、単なる権利の引き伸ばしに過ぎず、「文化の発展に寄与」するためには本来、保護期間は短いほど良いはずで、それらの利害関係を考えた結果、50年という期間が制定されたはずで、ここにきての延長は、単に権利者側が利益享受の期間を延ばしたいだけであるのが明白です。

以上

1. [REDACTED]
2. [REDACTED]

3. (106)(107)(108)に関する意見
保護期間の延長には一切反対です。現行の保護期間でも長過ぎます。国際条約等で定められた最低限度の保護期間を超える保護期間を設ける必要は無いと考えます。保護期間の長期化により、絶版されて久しいものや、著作権保有者が不明な著作物が埋没してしまっている現象があります。よく引き合いに出されるアメリカの異常な著作権の保護期間の長さは、一部の権利保有者の既得権益を守るために保護期間が満了する直前に法改正を繰り返してきた結果であり、全く正当性が無いものです。このような著作権法の趣旨を減らす改正はすべきではありません。

1. [Redacted]

2. [Redacted]
電話番号 [Redacted]

3. (106) および (107) について

私は、京都大学で著作権の失効した文芸作品や学術文献を電子的なテキストファイルにし、アーカイブ化する活動をしている者です。その立場から、少しでも検討の参考にできればと思い、資料をまとめて提出します。

「5. 保護期間」の資料2-2を見る限り、(106) 待に著作権法第51条第2項について、著作権保護期間の20年延長の要望を出しているのは、主に音楽に関係する諸団体と見受けられます。主張内容は、単に欧米追随型であり、根拠に乏しいという感否めませんが、経済戦略の観点からは、必ずしもうなずけないものではないと思っております。

しかし、いささが気になるのは、主張内容いかんというよりも、この(106)(107)に関して要望を出す団体としての、妥当性です。その音楽関連諸団体は、果たしてどこまで、実際の経済的あるいは文化的な利害に左右される位置にあるのでしょうか。たとえ、この団体に現在、著作権者であり創作者である人々がかかわっているとしても、保護期間の延長によって経済的な利害をこうむるのは、その人々が死んだあとの話で、あくまでも遠い将来の話です。もちろん、未来の利害を考慮することも重要ですが、保護延長するかしないかによって、より切迫した形で、あるいはより実際的な形で、利害をこうむる人々(資産)がいる(ある)ことを考えると、別の観点からも考慮しなければならぬのではないかと思います。

そのより切迫した当事者(物)として考えるべきは、諸団体ではなく、実際にこの数年あるいは数十年のうちに、著作権が失効することになっている著作物およびその著作権継承者ではないでしょうか。今回準備されている著作権法改正によって、たとえば著作物にとっては、もう20年保護されるのか又は公共に貸されるのか、一方、著作権継承者にとっては、継続的に利益を得られるのか又は得られないのか、ということが、近しい現実として迫っていることは明白です。

このことより、著作権失効のボーダーライン近くにある著作物が、現在どれだけの商品価値を持っていて市場に流通しているのか、どれだけが市場あるいは公共に流通せず、有効に活用されないままであるのか、ということを確認することは、たいへん有意義なことであると思えます。

当研究会では、インターネット図書館「晋空文庫」に参加して、絶版文献を中心にアーカイブ化を進めています。その活動には当該著作物の著作権を調べる必要があります。そして今回は、その過程で調べられた、著作権失効ボーダーライン上の著作物と、その流通状況を、必ずしも厳密な調査に基づくものではありませんが、参考として提出したく思います。

【凡例】

☆ 著作権者名 没年(西暦) 著作分野
「書籍名」発行所、発行年、定価(円)
書店入手の可不可、京都府立図書館所蔵有無、大津市立図書館所蔵有無

・ 著作権者の抽出は、『著作権台帳・第23版』(社)日本著作権協議会監修、1995.10、日本近代文学館編『日本近代文学大事典』講談社、1992.2.28、『増補改訂・新潮日本文学辞典』新潮社、1988.1.20、または国会図書館のデータベースなどによりました。

・ 没年は、没年1月1日に著作権の失効する1954年より、2007年に失効する1956年までの著作権者を対象としました。

・ 書籍名に抽出は、国会図書館のデータベースより新しく適当であるものから3つ、それ以外に代表作がある場合、文庫化されている場合などは、別に加えました。また新しい書籍の多い、あるいは全集の存在する著作権者はこの限りではありません。

・ 書店入手に関しては、AMAZON.CO.JP、bk1、紀伊国屋書店、丸善、旭屋書店の在庫検索を行いました。

・ 京都府立図書館は、都市型の大図書館の例として、大津市立図書館は地方型の

中図書館の例として、当研究会の近隣にあることから選んだものであり、現在どれだけ公共的に使用することができるかを参考に供するものです。
・ 古書店での販売状況に関しては、一品物が多いことから、公共利用とは遠いところにあると考え、今回の資料には掲載しませんでした。

【本資料】

☆ 香取秀真 1954 詩歌・彫刻
「日本金工史」藤森書店、1982、6000
店：不可、京図：なし、大図：なし
「金工史談」国書刊行会、1976、29600
店：1社在庫・3社取寄扱、京図：別本あり、大図：なし
「鑄物日記／明治文学全集57」筑摩書房、1975、3200
店：不可、京図：あり、大図：なし
「香取秀真全集」中央公論社、1956、
店：不可、京図：なし、大図：なし

☆ 岸田国士 1954 戯曲・翻訳
「にんじん(ルナール作)」河出書房新社、1995、800(および岩波文庫、1976、588)
店：あり、京図：あり、大図：あり
「岸田国士全集」岩波書店、1989-1992、1冊4400
店：2社一部可・1社取寄扱、京図：あり、大図：なし

☆ 赤川武助 1954 少年小説
「僕の戦場日記／少年小説大系第10巻」三一書房、1990、7004
店：2社取寄扱、京図：あり、大図：あり
「源吾旅日記」国書刊行会、1985、2700
店：絶版、京図：なし、大図：なし
「少年密林王」光文社、1955、不明
店：不可、京図：なし、大図：なし

☆ 岡田三郎 1954 文学
「岡田三郎三篇」ED1、2002、2500
店：2社取寄扱、京図：なし、大図：なし
「編年体大正文学全集(うち2編所収)」ゆまに書房、2001、
店：2社在庫・3社取寄扱、京図：あり、大図：あり
「物質の弾道」ゆまに書房、2000、7140
店：1社取寄扱、京図：なし、大図：なし

☆ 幸田成友 1954 日本史
「江戸と大阪」富山房、1995、1400
店：5社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「寄話学の話」晋袋堂書店、1979、6800
店：不可、京図：あり、大図：なし
「大塩平八郎」中央公論社(文庫)、1977、280
店：不可、京図：別本あり、大図：なし
「幸田成友著作集」中央公論社、1971-1974、3600
店：不可、京図：なし、大図：あり

☆ 前田香羅 1954 詩歌
「漢谷を出づる人の言葉」能登印刷出版部、1994、2900
店：3社取寄扱、京図：なし、大図：なし
「雪山」ふらんす堂、1992、1260
店：3社在庫・1社取寄扱、京図：なし、大図：なし
「現代俳句大系(1,6,8巻に所収)」角川書店、1981、2400
店：不可、京図：なし、大図：あり

☆ 寒川胤骨 1954 詩歌
「子規庵裏記」六法出版社、2002、1890
店：1社絶版扱・1社取寄扱、京図：なし、大図：なし
「正岡子規の世界」六法出版社、2000、3675
店：3社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「明治文学全集57」筑摩書房、1975、3200
店：不可、京図：なし、大図：あり

☆ 穴戸儀一 1954 翻訳
「フランケンシュタイン(シェリー作)」日本出版協同、1953、不明
店：不可、京図：なし、大図：なし
「象徴主義の文学(シモンズ作)」白水社、1937、不明

店：不可、京図：あり、大図：なし
「ピーター・パン（パリ作）」小山登店、1936、不明
店：不可、京図：あり、大図：なし

☆竹友藤風 1954 詩歌・翻訳
「世界童話大系（4,17巻担当）」名著普及会、1989、10500&21000
店：3社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「竹友藤風選集」南雲堂、1982、26250
店：2社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「天路歷程」岩波文庫、1991復刊、581
店：不可、京図：あり、大図：なし
（その他戦前にルバイヤット、神曲の翻訳あるもいずれも京図のみ）

☆吉沢義則 1954 国文学
「源語釈泉」と「源氏随攷」クレス出版、1997、不明
店：不可、京図：あり、大図：なし
「源氏物語」国刊行会・筑摩書房・平凡社、1971、1965、1952
店：不可、京図：あり、大図：なし
（戦後、その国文学研究の多くが復刊されているが、いずれも京図のみ）

☆相馬愛蔵 1954 商売論
「相馬愛蔵・黒光著作集」郷土出版社、1996、1732
店：2社在庫・3社取寄扱、京図：底本あり、大図：あり

☆太田水穂 1955 詩歌
「太田水穂全集（復刊）」本の友社、1999、144900(set)
店：2社取寄扱、京図：原本あり、大図：なし
「太田水穂全集」短歌新聞社、1984、7000
店：不可、京図：あり、大図：なし
「日本の詩歌7」中央公論社、1979&2003（オンデマンド版）、1470&5565
店：オンデマンド、京図：あり、大図：あり

☆倉張竹風 1955 評論・随筆
「明治文学全集40」筑摩書房、1967、3990
店：不可、京図：なし、大図：あり
「ツアラトウストラ」羽田書店、1950、不明

店：不可、京図：あり、大図：なし
「大独日詩集」大倉書店、1933、不明
店：不可、京図：あり、大図：なし
（多数あるはずの評論・随筆は戦後、筑摩刊をのぞいて一度もまとめられていない）

☆坂口安吾 1955 文学
「坂口安吾全集」筑摩書房、1998-2000、10395
店：可、京図：あり、大図：なし
（その他、現在でも多くの本が刊行され、入手可である）

☆下村湖人 1955 文学・中国古典
「論語物語」各社
店：可、京図：あり、大図：あり
「次郎物語」各社
店：可、京図：あり、大図：あり
「下村湖人全集」国土社&池田書店、1975-1976&1965、不明
店：不可、京図：あり（池田版）、大図：なし

☆恩地孝四郎 1955 詩歌・版画
「抽象の表情」と「装本の使命」阿部出版、1992、7136&6627
店：5社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「恩地孝四郎詩集」六興出版、1977、2500
店：不可、京図：あり、大図：なし
（画集は含めず）

☆豊島与志雄 1955 文学・翻訳
「レ・ミゼラブル」岩波文庫、1995、840
店：可、京図：あり、大図：あり
「十一夜物語」岩波文庫、1988、735
店：可、京図：あり、大図：あり
「ジャン・クリストフ」岩波文庫、1986、798
店：可、京図：あり、大図：あり
「豊島与志雄童話作品集」領貨社、1999-2000、1500
店：1社在庫・4社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「豊島与志雄著作集」未來社、1965-1967、不明
店：不可、京図：あり、大図：なし

☆宮杉静枝 1955 文学
「戦後の出発と女性文学（2,3,5,7,8,9,14巻に作品所収）」ゆまに書房、2003、11000
店：5社取寄扱、京図：なし、大図：なし
「〈戦時下〉の女性文学（4,12,14巻に作品所収）」ゆまに書房、2002、11000
店：5社取寄扱、京図：なし、大図：なし
「近代女性作家精選集（17,18,44に作品所収）」ゆまに書房、1999-2000、10000
店：5社取寄扱、京図：あり、大図：なし

☆宮武外骨 1955 評論・随筆
「明治奇聞」と「奥撰風俗辞典」と「面白半分」と「滑稽漫画館」河出文庫、1995-1997、600前後
店：2社在庫・3社取寄扱、京図：あり、大図：あり
「宮武外骨此中にあり」ゆまに書房、1995、225293
店：5社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「宮武外骨著作集」河出書房新社、1994、1冊20000
店：1社取寄扱、京図：なし、大図：あり

☆南川潤 1955 文学
「群馬文学全集第16巻（1編のみ所収）」群馬県立土屋文明記念文学館、2000、
店：不可、京図：あり、大図：なし
（1956年以後、本の復刊はなく、その作品の多くが入手困難。京図に3冊のみ。
国会図書館データによると、彼の著作の入った本は、1956年以前には37冊刊行
されている。）

☆百田宗治 1955 詩歌・児童文学
「日本の詩歌13」中央公論社、1979&2003、1470&5565
店：オンデマンド、京図：なし、大図：あり
「にれの町」金の星社、1985、1365
店：2社取寄扱、京図：あり、大図：あり
（児童文学分野の個人選集・全集はなく、多くが埋もれている）

☆赤松克麿 1955 社会学

「日本労働運動発達史」日本図書センター、2002、不明
店：不可、京図：なし、大図：なし
「近代日本思想大系35」筑摩書房、1974、1800
店：不可、京図：なし、大図：あり
「日本社会運動史」岩波新書、1952、150
店：不可、京図：あり、大図：なし

☆辻善之助 1955 仏教史
「新編明治維新神仏分離資料」名著出版、2001、8500
店：オンデマンド、京図：あり、大図：なし
「鹿苑日録」続群書類完成会、1991-1992、10500
店：2社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「日本仏教史」岩波書店、1991-1992、6000前後
店：1社取寄扱、4社不可、京図：あり、大図：あり
「田沼時代」岩波文庫、1980、735
店：不可、京図：あり、大図：あり
「日本文化史」春秋社、1955、1000
店：不可、京図：あり、大図：あり

☆戸田貞三 1955 社会学
「家族構成」新泉社、2001、4725
店：2社在庫・3社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「戸田貞三著作集」大空社、1993、16020
店：3社取寄扱、京図：あり、大図：あり

☆羽田亨 1955 西洋史
「西洋文明史概論・西域文化史」平凡社東洋文庫、1992、2940
店：2社取寄扱、京図：あり、大図：あり
「羽田博士史学論文集」同朋舎、1975、不明
店：不可、京図：あり、大図：なし
「満和辞典」国書刊行会、1972、5000
店：不可、京図：原本あり、大図：なし

☆保科孝一 1955 日本語学
「日本口語法」勉誠出版、2001、7350
店：3社取寄扱、京図：なし、大図：なし
「新辞林」清文堂書店、1953、不明
店：不可、京図：なし、大図：なし
(その他、死の直前まで日本語に関する本を精力的に出版しているが、その後の復刊はほとんどない)

☆服部達 1956 評論・翻訳
「幽霊の死(アリンガム作)」ハヤカワポケットミステリ、1993、1020
店：3社取寄扱、京図：あり、大図：あり
「現代日本文学大系96」筑摩書房、1973、920
店：不可、京図：あり、大図：なし
「われらにとって美は存在するか」審美社、1968、890
店：不可、京図：あり、大図：なし

☆小金井喜美子 1956 随筆
「森鷗外の家族」と「鷗外の思い出」岩波文庫、1999&2001、798&693
店：2社在庫・1社取寄扱&1社取寄扱、京図：あり、大図：なし

☆日野草城 1956 詩歌
「日野草城句集」角川書店、2001、2730
店：1社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「昨日の花」と「新月」邑書林、1997&1991、945&1938
店：1社在庫・3社取寄扱、京図：なし&あり、大図：なし
「日野草城全句集」沖積舎、1996、14700
店：2社取寄扱、京図：あり、大図：なし

☆服部之総 1956 日本史
「新選組読本(1編所収)」光文社、2003、940
店：可、京図：、大図：あり
「黒船前後」岩波文庫、2003、735
店：1社在庫、京図：あり、大図：あり
「明治維新のはなし・近代日本のなりたち」晋木書店、1990、1890
店：2社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「服部之総全集」福村書店、1973-1976、2000前後
店：1社取寄扱、京図：あり、大図：なし

☆高村光太郎 1956 詩歌
「高村光太郎詩集」名社
店：可、京図：あり、大図：あり
「高村光太郎全集」筑摩書房、1994-1998、
店：不可、京図：あり、大図：あり
「愛の時(ヴェルハアラン作)」アムリタ書房、1986、
店：不可、京図：あり、大図：なし

☆関口泰 1956 教育学・法律・随筆
「公民教育論」日本図書センター、2000、不明
店：不可、京図：あり、大図：なし
「日本随筆紀行9(1編のみ)」作品社、1986、不明
店：不可、京図：、大図：あり
「関口泰文集」関口泰文集刊行会、1958、不明
店：不可、京図：なし、大図：なし
(ほとんどの研究書・随筆集が戦前刊行で、復刊なし)

☆吉田絃二郎 1956 文学・児童文学・翻訳
「タコールの詩と言葉(タコール作)」ゆまに書房、2004、3360
店：オンデマンド、京図：原本あり、大図：なし
「吉田絃二郎全集」新潮社、1931-1934、不明
店：不可、京図：あり、大図：なし
(著作は戦後、各種アンソロジーに採録され、図書館で読める。)

☆松本たかし 1956 詩歌
「現代一〇〇名句集(句集として所収)」東京四季出版、2004、2501
店：取寄扱、京図：なし、大図：なし
「現代俳句大系(2,3,9巻所収)」角川書店、1981、不明
店：不可、京図：なし、大図：あり
「たかし全集」笠倉行所、1965-1968、1000
店：不可、京図：なし、大図：なし

☆佐藤垢石 1956 釣り
「つり人ノベルズ(7,8,9,11)」つり人社、1992-1993、998
店：可、京図：原本あり、大図：1冊あり
「釣の本」アテネ書房、1986、2243
店：1社取寄扱、京図：あり、大図：あり
「垢石釣遊記」二見書房、1977、不明
店：不可、京図：なし、大図：あり

☆邦枝完二 1956 時代小説
「邦枝完二集」リブリオ出版、1998、3780
店：1社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「お伝地獄」講談社大衆文芸館、1996、877
店：不可、京図：あり、大図：なし
「大衆文学大系13」講談社、1972、2800
店：不可、京図：なし、大図：なし
(全集はなし。アンソロジー収録がいくつかある)

☆加藤武雄 1956 文学・児童文学
「少年小説大系(24,27巻所収)」三一書房、1993-1996、8000
店：不可、京図：あり、大図：あり
「星見八犬伝(馬琴作)」借成社、1983、714
店：不可、京図：あり、大図：あり
(近年はアンソロジー収録がいくつかあるのみ。1946から没年まで77冊の本を出しており、東方社刊がもっとも多い。)

☆金津八一 1956 詩歌
「日本の詩歌11」中央公論新社、2003、5565
店：オンデマンド、京図：あり、大図：あり
「自註鹿鳴集」新潮社、2002、3045
店：オンデマンド、京図：あり、大図：なし
「金津八一全集」中央公論社、1982-1984、8185
店：1社在庫・4社取寄扱、京図：あり、大図：なし

☆石川三四郎 1956 社会運動

「石川三四郎選集」黒色戦線社、1977-1933、7350
店：2社取寄扱、京図：なし、大図：なし
「石川三四郎著作集」青土社、1977-1979、4000前後
店：不可、京図：あり、大図：あり

☆池田亀雄 1956 国文学・随筆
「源氏物語入門」文元社、2004、3045
店：オンデマンド、京図：原本あり、大図：原本あり
「古辞学入門」岩波文庫、1991、630
店：2社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「日本随筆紀行16」作品社、1986、不明
店：不可、京図：あり、大図：あり
「源氏物語大成」中央公論社、1984-1985、6933
店：1社在庫、2社取寄扱、京図：あり、大図：あり
「池田亀雄選集」至文社、1960、不明
店：不可、京図：あり、大図：なし
「伊勢物語」学燈文庫、1966、407
店：可、京図：なし、大図：なし
「紫式部日記」&「枕草子」岩波文庫、1962&1964、315&798
店：可、京図：あり、大図：あり
(随筆は近年復刊されていない)

☆早川孝太郎 1956 民俗学
「早川孝太郎全集」未來社、1971-2003
店：1社在庫、4社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「花祭」岩崎美術社、1966、2940
店：1社在庫、4社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「猪・鹿・狸」講談社学術文庫、1979、546
店：不可、京図：別本あり、大図：あり

☆尾高朝雄 1956 法学
「民主主義の法律原理」有斐閣、1997、6825
店：1社在庫、3社取寄扱、京図：原本あり、大図：なし
「法学概論」有斐閣、1984、2100
店：3社在庫、2社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「法」勁草書房、1997、1365
店：5社取寄扱、京図：なし、大図：なし
(著作集はない)

☆森豊吉(丸木砂土) 1956 翻訳・随筆
「西部戦線異常なし(レマルク作)」新潮文庫、1983、660
店：可、京図：あり、大図：あり
「殿方は金髪がお好き(ルース作)」春都館、1982、不明
店：不可、京図：あり、大図：あり
(多くの翻訳と、丸木砂土名義の好色文学・随筆・演劇のほほすべては、本人の死後復刊されていない)

☆柏熊蓮生 1956 翻訳
「イタリア語常用6000語」大学書林、1990、1995
店：2社在庫、3社取寄扱、京図：あり、大図：なし
「デカメロン(ボッカチオ作)」ちくま文庫、1987-1988、903
店：不可、京図：なし、大図：あり
「ピノッキオ(コッローティ作)」筑摩書房、1963、不明
店：不可、京図：あり、大図：なし
「イタリア語入門」研究社、1948、不明
店：不可、京図：なし、大図：なし
(近年、戦前のマイナーな翻訳の復刻版が三冊ほど出ている。戦前・戦後すぐには翻訳多数。)

☆森村豊 1956 英文学
「幻想を遊ぶ女(ハーディ作)」岩波文庫、1993、530
店：不可、京図：あり、大図：なし
「研究社英米文学評伝巻76」研究社、1980、不明
店：不可、京図：なし、大図：なし
「英語発達史」千城書店、1954、不明
店：不可、京図：なし、大図：なし
「黒猫(ボ一作)」岩波文庫、1950、不明
店：不可、京図：なし、大図：なし

☆須藤鏡一 1956 児童文学・翻訳

「編年体大正文学全集第7巻(大正7年)」ゆまに書房、2001、
店：1社取寄扱、京図：あり、大図：あり
「女難御侮」本の友社、1998、
店：不可、京図：なし、大図：なし
「祭の日：他 須藤鏡一作品集」島根国語国文学会、1993、1200
店：2社取寄扱、京図：なし、大図：なし
(1947年以降の出版は上記みつつのみ。戦前に著作多し。)

-----以上-----

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見:
(106) (107)についての意見です。
(106)に反対であり、(107)を支持します。

- 保護期間の延長に反対します。むしろ本来なら20年程度に短縮されるべきです。
- 仮に期間が作者の死後(もしくは公表後)70年に延長されたとして、新たに保護されるようになった作品を私たちはどれだけ楽しむことができるのでしょうか? アメリカでは「ミッキーマウス延命法」と揶揄されたように、例えばその「ミッキーマウス」が延命したところで、他の作品がすべて延命できるのですか? むしろそれらに触れる機会がなくなり死滅しかねないと思います。
- 権利消滅によってパブリックドメインに置かれた作品を集める「青空文庫」というプロジェクトがあります。こうしてWWWがない時代では考えられなかった形で私たちは多くの文化(作品)に触れることができるようになりました。それなのにこんな時代に、考えに、逆行する考えであること、そして著作権法第1条に謳われる「文化の発展に寄与」することに矛盾するばかりか発展を阻害しかねないことは明白です。

宛先: "ch-houki@bunka.go.jp" <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

<細目106, 107について>

著作権及び著作権隣接権の保護期間の延長には反対である。理由を以下で述べる。

細目106にて著作権及び著作権隣接権の保護期間の延長要望の理由として、多くの団体がそれが「欧米並の基準」であること、また国際的な標準化が必要であるということ挙げている。

しかし、CNETによればEUではレコードの著作権期間を現行の「公表後50年」以上に延長すべきではないと判断を下したところであり、著作権及び著作権隣接権の保護期間を延長する理由として、「欧米並みの基準」に合わせるというのは適切ではない。

また、アメリカでは著作権及び著作権隣接権の保護期間が、ディズニーの強いはたらきかけにより、二度にわたって延長された(1976年と2003年)ことなどから鑑み、国際標準の指標としてアメリカの基準を採用するのは不相当であると考えられる。えられる。このように一企業の都合でコロコロと変わってしまうものであって国際標準が、困るからである。

また、細目107にて社団法人電子情報技術産業協会が指摘しているように、いたずらに著作権及び著作権隣接権の保護期間の延長し、公有化を遅らせることは新たな創作やビジネスの足かせとなり望ましくない。

以上から私は著作権及び著作権隣接権の保護期間の延長には反対である。

<細目108について>

前述したように私は著作権及び著作権隣接権の保護期間の延長には原則反対であるが、細目108にあるような、著作権者の意思による有償での公有化遅延については賛成する。

以上よろしくお願いいたします。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 「著作権法改正要望事項について」[5. 関連]

(1) 氏名: [REDACTED]
職業: [REDACTED]
(2) 住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
(3) 意見:

(106) 「著作権、著作隣接権の保護期間について『50年』から『70年』への延長」について

反対です。

保護期間は死後50年でも長すぎるぐらいだ。

(107) 「保護期間の延長には慎重であるべき。」について

賛成です。

(108) 「映画の著作物に関して、50年を超える保護を希望する場合には『少額の手数料を納付するよう求める』などの方法を検討すべき。」について

賛成です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 保護期間 関連]

氏名: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

■意見

著作権法改正要望事項について [5. 保護期間 関連]

「(106) 著作権、著作隣接権の保護期間について『50年』から『70年』への延長」に関して。

■主張

著作権の保護期間の延長に反対である。現在でも著作権の保護期間は50年と十分長い。もし仮にこれを延長したとしても著作権者がその得られる価値は非常に小さい。

これはアメリカ合衆国の著作権期間延長法案を5人のノーベル賞受賞者を含む17人の経済学者が経済学的に分析した以下の意見書が詳しい。

The Copyright Term Extension Act of 1998: An Economic Analysis

George A. Akerlof, Kenneth J. Arrow, Timothy Bresnahan, James M. Buchanan, Ronald Coase, Linda R. Cohen, Milton Friedman, Jerry R. Green, Robert W. Hahn, Thomas W. Hazlett, C. Scott Hemphill, Robert E. Litan, Roger G. Noll, Richard L. Schmalensee, Steven Shavell, Hal R. Varian, Richard J. Zeckhauser.

Brief 02-1. May 2002.

<http://www.aei-brookings.org/publications/abstract.php?pid=241>

この中で彼らはこれから新たに作品を作ろうとする著作権者が著作権保護期間の延長によって得られる価値は割引現在価値で考えると非常に小さいと述べている。日本の場合に同じ計算を当てはめてみる。仮に割引率を5%と考えて、50年間で得られる利益を1とすると70年間で得られる利益は1.054となる。つまり著作権期間をさらに20年間延長しても著作権者の得られる利益は5.4%しか増えない。

著作権者の利益はわずしか増えないにもかかわらず、保護期間を延長することによる損害は甚大である。例えば、文化的に貴重な著作物の保存に余計なコストがかかることである。デジタルデータとして複製すれば著作物の保存が容易になる場合がある。しかし、長過ぎる著作権の保護期間が原因で、複製するためには複雑な著作権をクリアしなければならないという余計なコストが掛かってしまう。このようにして文化的に貴重な著作物が失われていく。

朝日新聞「昔のCM10万本、廃棄の危機 保管コストかさむ」2004年9月22日

<http://www.asahi.com/culture/update/0922/003.html>

■意見

「(108) 映画の著作物に関して、50年を超える保護を希望する場合には『少額の手数料を納付するよう求める』などの方法を検討すべき。」に関して。

■主張

賛成である。仮に著作権の保護期間を延長するにしても(108)で提案されているように経済的に価値があると著作権者が認めるものだけにすべきである。経済的に価値はないが文化的に価値がある著作物の保存などがこの仕組みにより容易になる。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
 所属: [REDACTED]
 住所: [REDACTED]
 電話番号: [REDACTED]
 意見:(106)及び(107)について
 今から51~70年前に公開されていた映画のうち、現在でも映画館で見ることが可能な作品はごく少数です。
 著作権を一律に延長すると言うことは本来、著作権が切れて自由に公開できるようになったはずの作品が、たまたま同時期に公開されたごく少数の極めて長期にわたって商業的価値を有する作品を「延命」させるために、日の目を見なくなってしまうことと考えます。それは著作権法第1条に謳われる「文化の発展に寄与」だとは思えません。
 また、Stefan Bechtoldが書いているところによると、欧州委員会は(少なくとも調査報告書は)EUでのレコードの著作権期間を現行の“公表後50年”以上に延長すべきではないと判断したそうです。(Independent, BBC)
 欧州連合(EU)の中央組織が欧州委員会(EC)であるところを考えると、欧州では70年が一般的な水準というのではありません。
 著作権法の目的は、文化の発展のためです。権利者の権利を一方的に守るだけでは、そもその著作物利用のチャンスが失われてしまい、文化の衰退を招くどころか、権利者にも不利益になります。
 よって、(106)に反対し(107)を支持します。

「著作権法改正要望事項について【5 関連】」

(1) [REDACTED]、電話 [REDACTED]
 (2) [REDACTED]

(3) 著作権を金もうけの手段としてのみとらえ、これを手厚く保護しないとい国際的な流れに乗り遅れるかごとき印象を与え議論が横行してしまいが、私はこのような風潮を苦々しく思っております。著作権制度は創作活動や営む者の財産的な権利を保障すると同時に、創作の結果生み出された著作物を次の世代の文化建設のために広く利用できるようなシステムであるべきです。

極貧のうちに亡くなった小説家や作曲家の例を見るまでもなく、自由な創作活動を保障するためには財産権の裏づけが必要です。しかし、このような観点から見ると死後50年という保護期間は十分すぎるくらいです。死後50年保護すれば、著作権者の子どもはもちろん、孫の代までその恩恵を受けることができるはずで、創作者の生活を保障するという立法目的から言っても、これ以上の保護を与える合理的な理由は見当たりません。ひいおじいちゃんやひいおばあちゃんがある有名な作家だったからといって、自動的にお金がもらえるようなシステムは一般の国民感情から見てもおかしいと思います。

著作権者が企業の場合を考慮しても50年保護すれば十分です。50年先のこのことを考えて投資してきた企業がどれだけあるのでしょうか。

逆に著作権の保護期間を70年に延長すると、過去の創作活動を国民の共有財産として自由に利用しようとする様々な試みを著しく制約することになります。例えば、電子図書館やインターネット上の青空文庫は新しい作品を登録できなくなり、この種の文庫は、お金はあまりないけれど向学心に燃える若者たちに優れた小説を読む機会を与えているだけでなく、ジャーナリストや学者、文学を愛する人たちに広く利用されています。インターネットの急速な成長を考慮すると、このような若者や愛好者の中から未来の文化の担い手が続々と育ってくるでしょう。過去の創作活動を国民共有の財産として利用するという社会的・文化的な要請を犠牲にしてまで、さらに保護を延長する必要があるのか、首をかき上げるまでもありません。

50年という保護期間が国際的に問題視されているとの意見があります。50年という保護期間が国際的に問題視されているとの意見があります。が、疑問です。そのような国際的な統一は、まず、条約によってなされるべきでしょう。保護期間を20年延ばすという事は、著作権者に原始的に財産権を発生させ(現実にはお金をあげるのと同じです)、その反射的な効果として、一般の国民から、本来存在した著作物の自由な利用権を奪うこととなります。慎重の上にも慎重を期すべきです。

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
文化庁長官官房 著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望について【5. 関連】

- (1) 氏名 (職業): [REDACTED]
 (2) 住所及び電話番号: [REDACTED]
 (3) 意見: 5. 保護期間 (106)(107)(108) について
 現時点での、著作権保護期間の延長には反対である。(106)に反対し、(107)に賛成する。(108)については映画に限らず、すべての著作物について類似の制度を導入するよう、検討を始めるべきである。

まず著作権法の基本に立ち帰ってみたい。著作権法の目的は、その第一条に「文化の発展に寄与すること」と明確に書かれている。文化の発展をはかるための手段の一つが著作権保護であり、これにより創作(著作)活動が促進されるよう動機づけられる。しかし発展をはかるもう一つの要素として、著作物の利用の促進という面がある。つまり著作物は使われてこそ、文化の発展にとって意味があり、使われることで利用者も著作者も共に利益を得る。ところが著作物の保護と著作物の利用は相反する面があり、著作権法では両者のバランスをうまく取ることが重要である。

しかしながら、昨今は著作権の強化のみが一方向的に進んでいるが、行き過ぎた権利強化は著作物の公正な利用を抑制するため、むしろ文化の発展を阻害しかねない。例えば著作物の利用に関するコスト(利用料や許諾の手続きの複雑さ)が高くなれば、利用者の立場の人間は著作物を利用することをそもそも諦めてしまうだろう。そうなれば著作者にも利用の対価が支払われなくなるので、著作権側、利用者側双方にとって不利益となる。

また著作物の再利用は、新しい創造活動のために不可欠である。全く無から新しい著作物を創作するということもあり得ず、ほとんどの創作活動が既存の著作物を利用して、これに新しい要素を加えることで、新しい著作物を創作する。つまり創作者(著作者)は同時に利用者でもある。すなわち著作権の行き過ぎた強化は、将来の創作活動にとって重要な障害になるものである。

以上は著作権法一般の話であったが、以下において保護期間に絞って議論する。

保護期間の延長を求める要望が多いが、はたして保護期間延長が文化の発展に役立つかどうかを考える必要がある。保護期間に限らないが、著作権の強化を要望しているのは、商品価値の高い、かつ商品価値の寿命の長い著作物の著作者である。しかし、ここで重要なことは、そのような高い商品価値を持つ著作物は著作物全体の中で極めて僅かな数しかないということである。ほとんど大部分の著作物は商品価値が低いかその寿命が短い。しかし商品価値が低いからといって、文化的価値が低いわけではない。(例えば学術的な専門書がその典型である。)このような商品価値が高くない著作物は、そもそも売れないのだから、

その商品寿命が切れた後は著作財産権を保護する必要はない(著作人格権は別)。むしろ著作物の再利用が自由になるので、保護期間は短い方がいい。

逆に著作権保護期間が長すぎると、多くの(商品価値の低い)著作物は再利用されることがなく忘れ去られていく。商品寿命の長い著作物は、その著作者がはっきりしているが、しかし寿命の短い著作物は、長すぎる保護期間の間に著作者が不明になってしまうことも多い。この場合、このような著作物の利用の許諾を得ることが難しくなり、ひいては再利用そのものが不可能になってしまう。また場合によっては、著作物そのものが失われてしまうことさえある。(この問題については(108)がすでに言及しているので、ここでは詳細は省く。)

現状で著作権保護期間を延長することは、商品価値の低い(しかし文化的価値は十分高い)著作物の再利用を著しく妨げ、ひいては将来の創作活動を著しく阻害することになりかねない。また商品価値の低い著作物の喪失を招くことになるだろう。よって現時点で著作権保護期間をこれ以上延長することは反対である。(著作隣接権の保護期間の延長も同様の理由より反対である。)

現在の著作権法の問題点は、上記で述べたような商品価値の大きく異なる著作物を一切区別することなく、一律の保護を与えていることである。そのため商品価値の高いわずかな著作物のために、大多数の著作物の再利用が妨げられているのが、実状である。

このような問題を解消する方法の一つは、長期間の保護期間を望む一部の著作物とその著作者のみに、長期間の保護を与える制度を導入することにある。これは(108)の要望とも、関連している問題である。

例えば、創作から10年間は今まで通り無条件で保護を与えるが、その後著作権の保護がほしいなら登録が必要とするようにする。登録のたびに10年の延長を認めるようにすればいい。保護を必要としない著作者は登録しなればよく、これでそのような著作物の再利用が自由にできるようになる。一方で商品価値の高い著作物の権利者は、最小限の手間(登録手続き)で長期間の保護を得られる。この方式では、著作物を利用する人にとっても、著作者を探すコストが低くなるというメリットがある。(一方で創作から10年経過していない著作物なら、その著作権所有者を探すことはそれほど難しくはないだろう。)

ヴェルヌ条約との関係上、著作権を今すぐにこのような方式に変えることは難しいと思われるが、近い将来の新しい著作権法として検討に値すると思われる。

諸外国と著作権保護期間が違うことは、たしかに問題が多い。しかし、だからといって日本が保護期間を長くすることで、一致をはかって仕方がない。大体諸外国と同じ保護期間でなくてはならないとすると、世界中のどこかの国が保護期間を延長するたびに、我が国もそれに追従しなければならぬ、ということになりかねない。そんな訳のわからないことをするのはなく、我が国は自ら適切と思われる保護期間を設定するべきである。

以上

【5 保護期間関連】

・細目(106)/支持(107) について

米国の著作権期限延長法について論議されており、

著作権を延長し続ける事で著作権が消滅されるばかりの作品が無期限で保護されるという事になる。その結果、映画等の作品が閲覧できないケースが増える。

・細目(108)について

細目(106)との関連付けを高く望ましくない

「著作権法改正要望事項について【5 関連】」

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

「著作権法改正要望事項について【5 関連】」

5. 保護期間

国内的観点からは、著作権等の保護期間について、延長する理由が乏しい。仮に延長するにしても、すでに創作された著作物に対するインセンティブとは何ら関係がない。

問題は国際化により、他国との調整が問題になるところである。ただ、知財立国といっても権利保護のみに傾くものではない。権利保護と利用、両者の調整である。期限切れ著作物の再利用による文化発展も考慮すべきである。

○ 保護期間

(106) 著作権、著作隣接権の保護期間について「50年」から「70年」への延長すでに述べた。

(107) 保護期間の延長には慎重であるべき。すでに述べた。

(108) 映画の著作物に関して、50年を超える保護を希望する場合には「少額の手数料を納付するよう求める」などの方法を検討すべき。

権利保護と再利用の調和の観点から一試案として興味深い。無条件に延長を認める者ではない点で賛同しうるが、なぜ手数料を払えば延長しうるのか、理論上は問題あると思われる。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒 [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

文化庁長官官房著作権課法規係御中

氏名: [REDACTED]
所属: (職業) [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (106)に反対します。NHKスペシャル「娯楽の世紀」でもこの問題が取り上げられていましたが、レック教授の意見の方が正論だと思いました。また、その立場より(107)に賛成します。

(106) (107) (108)について
権利保護期間の短縮が必要である。
まず、著作権の保護期間は、創作の日から計算するべきであり、创作者の死をもって保護期間の開始とすべきではない。肉体的なペナルティをもつた创作者の著作物が、健康体の著作よりも、要保護性が低いものとする現行制度は妥当ではない。

また、著作権の保護期間を、特許権や意匠権と同程度の期間まで短縮すべきである。知的財産権の保護期間が長いことが産業の発展に、寄与するよりも阻害する度合いの方が大きいことは、経済学の通説的見解である。

(108)でも言及されているが、映画の著作物は70年の保護期間が全く理論的根拠を持たないまま与えられてしまっている。この不具合は修正して、他の著作物の著作権と同様、特別に優遇されないようにしなければならない。なお、著作権を延長する方向で統一化する案は、上記の通り経済学的にナンセンスであり、採用してはならない。

(108)に関連して、長期的な著作権保護は登録制にすべきである。「権利の上に眠る者は保護されない」という法律の格言にある通り、著作権を長期にわたって保持させようという意思を持つ者は、自ら積極的に権利を保持するために権利の登録および(コストを伴う)維持に尽力すべきである。社会に対して相応のコストを要求することによって自らの撤制的な権利が存在していることを、著作権者は自覚しなければならない。

著作権の保護期間を現行規定の50年より短縮し(10年程度が望ましい)、登録を維持し続けければ残り40年まで保護してもよい。維持費制度については、特許など各種工業所有権制度が参考になるであろう。

WIPO条約は著作権の無方式主義を前提としているが、無方式主義に基づく保護を一定期間与えた後、方式主義による別の保護を与えることは条約に反するものではない。(WIPO条約自体がそもそも破棄すべき内容を多く含んでいることは、ここでは単に指摘するにとどめる。)

宛先: <ch-houki@bunke.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について(5. 関連)

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

1: [REDACTED]
2: [REDACTED]
3: (106)及び(107)について

(106)に反対します。
著作権、著作隣接権の保護期間は、現在の「50年」でも長すぎると思います。
さらに「70年」への延長など、絶対にやめて欲しいです。
不正競争防止法など利用できる法律は他にもあると聞きました。
アメリカでは、ミッキーマウスのために著作権がどんどん延長されている
そうですが、そんなことを日本も倣わないで欲しいです。
著作権が厳しすぎて、息が詰まります。自由な文化の障害になっていると感じます。

(107)に賛成します。上記(106)への反対と同じ理由です。

宛先: <ch-houki@bunke.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望について(5. 関連)

5. 保護期間

① 氏名及び所属

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

② 住所及び電話番号

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

③ 意見

(106) 著作権、著作隣接権の保護期間について「50年」から「70年」への延長

【賛否】反対する。

【理由】特許権等の他の知的財産権に比して期間が長すぎる。

ある調査によれば、一定年数を経過した著作物のうちで実際に利用されるものの割合はわずか4パーセントに過ぎない。このことから、著作権等の保護期間の延長が實際上意味のあるものとは考えられない。

著作権等の相続については、匿名な作家は別として、その継承について明確にされていることがまずなく、後にこれらの著作物等を利用しようとした場合において権利者を特定することが極めて困難であり、このような弊害は保護期間が延長されるにつれますます顕著になる。権利者側としても、自分が権利者であるとの自覚がなく、権利行使がなされない状況が続くだけである。

また、保護期間の延長が作者の創作活動を増す動機となっているかどうか疑問である。20年延長したところで、作者自身が亡くなって数十年後の遺族の何人かが新たに著作権の恩恵を浴びるに過ぎず、そのことが作者の創作活動にとってどのような意義があるのかが不明確である。このことは、著作権が法人等に譲渡された場合に顕著となる。自らの遺族に恩恵を浴びさせるのならまだしも、法人等に譲渡された場合には、当該法人の営利活動にのみ資することになり、著作権者の遺族には何らの恩恵もない。

このように、20年の延長によってもたらされる文化の発展の中身が不明確である以上、このような要望には反対の立場を取らざるを得ない。

(107) 保護期間の延長には慎重であるべき

(108) 映画の著作物に関して、50年を超える保護を希望する場合には「少額の手数料を納付するよう求める」などの方法を検討すべき

【賛否】いずれにも賛成する。

【理由】(106)において述べた理由と同旨である。なお、(108)については、自らの営利行為に資するのであるから、そのための経費として少額の手数料を納付する等を課すことは妥当であると思われる。

以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

氏名: [redacted]
所属: [redacted]
住所: [redacted]
電話番号: [redacted]
意見: (106) 及び (107) について

(先ほどお送りしたメールには、「(106)に反対」「(107)を支持する」との文言を入れ忘れましてので、再送いたします。)

著作権保護期間の延長に反対します。

楽曲演奏などが公開後の年数を計算根拠とするのに対し、個人の著作物、つまり小説、エッセイなどに関しては、執筆や公開からの換算ではなく、没年からの換算ですから、多くの場合、現状でも公開後50年を超える保護が成立しています。早熟で長命な作家であれば、作品の公開から100年間の保護も現状では可能となっています。

保護期間を一律に70年などに引き上げてしまえば、作家が晩年に著した作品以外は、ほとんどが一世紀ちかくの年月を「保護」という名のもと「隠蔽」の身分におかれてしまいます。現代のように、出版・絶版のサイクルが極度に短い社会においては、これは、ほとんどの作品が忘れられてしまうことを意味しています。

したがって、個人の文章などに関しては、現行の著作権保護期間で十分に関係者の利益が保護されていると考えられ、作品を公正な利用に処すためには、保護期間の延長はむしろ害をなすと思われます。

このような考えから、私は、意見書の(106)に反対し、(107)を支持します。

著作権法改正要望事項について【5. 関連】

氏名
住所
電話番号
意見

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

下記のとおり

(106) (107) について

著作物は、創作活動へのインセンティブを失わせない程度の期間著作者に排他的な権利を与えたら、その後はパブリック・ドメインとして、後発の創作者のための創作の「糧」になることが望ましいものであります。では、「創作活動へのインセンティブを失わせない程度の期間」とはどの程度かという問題ですが、著作権と利益状態が比較的近い商品形態複製商品規制(不正競争防止法第2条第1項第3号)の規制期間が「商品が最初に販売された日から3年間」であることか許申請の日から20年間であることを考えれば、長くとも創作の日から20年間保護されれば創作活動へのインセンティブを失わせることはないといえます(一般に、著作物を創作するより、特許発明を行う方がコスト等もかかります)。とはいえ、ベルヌ条約第7条に配慮する必要がありますので、著作権の保護期間については現状を維持すべきであると考えます。

なお、著作権の保護期間が著作者の死後70年に延長された場合、既存の著作物を利用して新たな創作活動を行ったり、絶版になった書籍を復刊させようとしたりする場合は、当該著作者の曾孫たちを探し出して、それらすべてから利用許諾を受けなければならず、そのためのリーガルコストは非常に高く付きます。また、著作者の死後70年というものは、公表後100年以上が経過している場合が十分あり得るわけですが、既存の著作物の著作権が法人に帰属している場合、その100年の間に当該法人が倒産し、権利の帰属がわからなくなっている危険も増大します。すると、既存の著作物を利用して新たな創作活動を行ったり、絶版になった書籍を復刊したりという、我が国の文化の発展にとって有益な行為が、著作権法によって阻まれる結果となってしまう。

他方、著作権の保護期間を延長することによって利益を受けるのは、主に、他人の創作活動の成果から収入を得る生活をしている人々です。彼らの利益をいくらか手厚く保護してみても、新たな創作活動の奨励にはつながりません。また、著作者の曾孫の保護をいくらか手厚くしても、新たな創作活動の奨励にはつながりません(孫の世代までしか著作権が保護されないならば一生懸命創作活動を行う気になれないが曾孫の世代まで保護されるならば一生懸命創作活動を行うというクリエーターが実際に存在するということは、考えがたいといえます)。

このように著作権の保護期間を延長することは、多くのデモリットを生じさせる可能性が高いのに対し、「新たな創作活動へのインセンティブの維持」というプラスの効果を生むものではないという意味で、まさに「百害あって一利なし」ということが可能です。

[redacted]
個人用: [redacted]
事務所: [redacted]
tel: [redacted]
Fax: [redacted]
My Blog: [redacted]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (106, 107, 108)について

長すぎる著作権保護期間は、作品に対するアクセスそれ自体を阻害し、享受されるべき文化を縮小させる方向に働いてしまう。よって、ベルヌ条約に定められた最低限保護期間を維持することはやむを得ないが、それ以上の延長に関しては原則行わないことが望ましいと考えられる。

また、現在のベルヌ条約といえど永遠ではないと予想されるので、今後将来に渡って著作物利用状態を観測しつつ、必要であれば短縮することも行わなければならない可能性も考慮すべきである。

アメリカでは、ここ30年くらいに掛けて、著作権保護期間がひたすら延長される傾向が見られる。しかしそれは、ディズニーに代表されるごく一部の作品の保護を維持するために、同時代の作品すべてを保護対象にしてしまうことで弊害も生んでいる。つまり、すでに利益を生み出すこともなく、作品の存在自体も知られていないようなものまでを保護対象としてしまうがゆえに、自由に利用できる著作物を大幅に減少させてしまっている。この結果、人々が創作のために利用できる材料には大きな制約が生じ、現実問題として創作作業自体から遠ざかってしまうような働きをしてしまっているのである。

また作品の流通という観点から見ても、既に著作権者の所在が不明であるにも関わらず自由に利用できないまま放置される現象を生んでしまう。これは文化全体に大きな損害を与えていると思う。

ほとんどの著作物は、過去の著作物を参考に生み出されるものである。一部の権利者を優遇し、保護期間を無闇に延長する行為は、次世紀に向けての文化衰退を招くものと言えるだろう。

アメリカ国内においても、そうしたいびつな改正を繰り返して来てしまった著作権法見直しの動きが目立ってきている。著作権法、特に保護期間といった長期に影響を及ぼす要素については、21世紀の現在において、22世紀以降の文化をどう発展させるかという長期的な視野が求められるだろう。

よって、近視眼的な「保護期間の延長を」といった声に対しては、きわめて慎重な検討・対処を望みたい。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:

件名: 著作権法改正要望事項について(5.保護期間. 関連)

住所
電話

「5. 保護期間」について。

欧米における著作権保護期間が、70年が平均という、業界団体の意見は疑問である。

むしろ、欧州委員会は(少なくとも調査報告書は)EUでのレコードの著作権期間を現行の「公表後50年」以上に延長すべきではないと判断している。

レコードに限らず、書籍その他、現行以上に著作権保護期間を延長することは、一部の業界団体の排他的な利益の維持には好都合であろう。しかし、日本の学術的水準の将来ということを考えれば、むしろ欧米諸国に対して知的競争力を弱めていくであろうことが危惧される。

したがって、現行の、50年の維持を要請するものである。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について(5. 関連)

1. 氏名および職業

[REDACTED]

2. 住所および電話番号

[REDACTED]

3. 意見

(106)については反対、(107)の見解を支持します。

著作権を延長することによって利益をうける著作物はごく一部であり、その他の大多数の著作物は著作権が存在するために公共の利用が難しくなります。これは文化の発展に寄与することを目的とする著作権法の精神に反すると考えます。また、多くのコメントにおいて「欧米の例にならって」と述べられていますが、

<http://blog.japan.cnet.com/lessig/archives/001441.html>

において述べられる通り、欧州委員会はレコードの著作物について公表後50年以上に延長すべきでないという報告を行っています。したがって、著作権の保護期間に関しては明確な結論は得られておらず、延長に際しては慎重な態度を取ることが相当であると判断します。あわせて、(108)で述べられている、一定のコストを払うことによって保護期間を延長する方法を検討する価値はあると考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について(5. 関連)

文化庁長官官房著作権課法係 御中

著作権法改正要望事項について、以下の通り意見を表明します。

1. 氏名及び所属

[REDACTED]

2. 住所及び電話番号

[REDACTED]

3. 意見

(106) について

反対です。欧米諸国並の「70年」に保護期間を延長、とありますが、欧州委員会は(少なくとも調査報告書は)EUでのレコードの著作権期間を現行の「公表後50年」以上に延長すべきではないと判断しています。

(<http://blog.japan.cnet.com/lessig/archives/001441.html>)
ごく一部の少数の作品をのぞいて、50年前の作品のうち、今も変わらず輝き続けているものがどのくらいあるでしょうか。それが死後70年ともなれば、1世紀も前の作品が著作権で保護されているということもありえます。1世紀もの長い間には、社会状況はどれほど変わっていることでしょうか。著作権期間が長ければ長いほど、その作品にしがみついていることのできる時間が長くなるのであって、過去の遺産にしがみついているような状態では、新しい作品は生まれません。

(107)(108) について

賛成です。ごく一部の商業的価値のある作品のために、全ての作品がなかなかパブリック・ドメイン化することができないというのは、新たな文化が生まれる機会を殺してしまいます。

[REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

(1) 氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]

(2) 住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

(3) 意見: (106)について

著作権保護期間の一律の延長には賛同できない。

理由は、商品価値の残るごく例外的な著作物に付随する利益を守るために、商品価値がない大多数の著作をも、国民の自由な利用から遮断することは合理的でもないし發明でもないからである。

商品価値がなくても文化的に、学問的に、あるいは、精神的に深い意義がある著作は無数にある。著作権の保護がなくなれば、これらは、青空文庫プロジェクトが不断に取りこんでいるような事業の拡大に伴って、オンライン化され、日本や世界の人たちのだれもがいつでも無料で享有できる公財となる。どの著作でも、そこから何かを得る人は少数であっても存在するので、人と作品の出会いの機会を貧弱にするようなことは、文化を高揚させ振興させることを本務として設置されている行政機関は細心の注意を払って避けるべきではなからうか。

(106)の要望内容は、商品価値の残る著作について例外的に著作権の保護を延長することで実現できる。そのことによって、著作権所有者の利益は保たれるとともに、無形の文化財を国民全員が享受することも可能となる。存され、著作権の保護期間の無差別延長ではなく、肌理の細かい方法によって、無数の文化財を国民がいつでも享受できる社会の到来を目指していたきたい。

① 氏名及び所属

氏名: [REDACTED]

所属: [REDACTED]

② 住所及び電話番号

住所: [REDACTED]

電話番号: [REDACTED]

③ 意見

(106) 著作権、著作隣接権の保護期間について「50年」から「70年」への延長

【賛否】反対します。

【理由】特許権等の他の知的財産権に比して期間が長すぎるからです。

ある調査によれば、一定年数を経過した著作物のうちで実際に利用されるものの割合はわずか4パーセントに過ぎない。このことから、著作権等の保護期間の延長が実際上意味のあるものとは考えられません。

著作権等の相続については、著名な作家は別として、その継承について明確にされていることがまずなく、後にこれらの著作物等を利用しようとした場合において権利者を特定することが極めて困難であり、このような弊害は保護期間が延長されるにつれますます顕著になる。権利者側としても、自分が権利者であるとの自覚がなく、権利行使がなされない状況が続くだけです。

また、保護期間の延長が著作家の創作活動を増す動機となっているかどうかは疑問である。20年延長したところで、著作家自身が亡くなって数十年後の遺族の何人かが新たに著作権の恩恵を浴びるに過ぎず、そのことが著作家の創作活動にとってどのような意義があるのかが不明確です。このことは、著作権が法人等に譲渡された場合に顕著となる。自らの遺族に恩恵を浴びさせるのならまだしも、法人等に譲渡された場合には、当該法人の営利活動にのみ資することになり、著作権者の遺族には何らの恩恵もありません。

このように、20年の延長によってもたらされる文化の発展の中身が不明確である以上、このような要望には反対の立場を取らざるを得ません。

(107) 保護期間の延長には慎重であるべき

(108) 映画の著作物に関して、50年を超える保護を希望する場合には「少額の手数料を納付するよう求める」などの方法を検討すべき

【賛否】いずれにも賛成します。

【理由】(106)において述べた理由と同意です。なお、(108)については、自らの営利行為に資するのであるから、そのための経費として少額の手数料を納付する等を課すことは妥当であると思われま

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc: [REDACTED]

件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (106)及び(107)について

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

自分自身としてはむしろ保護期間を短くしてもらいたいのであるが、その意見が今回は出ていないゆえ、一番近い意見である(107)を支持する。

著作物の保護期間延長に関しては、著作権接権を持つ団体ばかりではなく、著者の意思をも尊重してもらいたい。延長ばかりではなく、むしろ広く著作に触れてもらいたいゆえに保護の特権を返上しようとしている著者も存在しているのを御存じだろうか。

事実、数年前、ある小さな用例辞典を半世紀前に制作した著者から、当該辞典原稿のインターネット上での一般公開および公共共有を要請されている。「許可」ではなく、「要請」なのだ。しかしながら、出版社の反対により現在も実現できていない。(ちなみに著者は現在も健在である。)

著作物の公開に関する著者の意思が尊重されない現状によって、今述べた辞典の例だけではない、自分の書いた論文や講演原稿すらも、著者の意思で公開したり公共的な共有をすることができにくくなっている。この事にかんする苦情は、ここ数年間何度も筆者は聴いている。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc: [REDACTED]

件名: 著作権法改正要望事項について(5. 関連)

るものをつくりだした著作権者に対するいはば「社会的お礼」ともいうべきものであり、そのような物に基準をすえ、他の著作権者すべて一律に保護期間を延ばすということは、あまりにも社会的実体を無視しているものであります。

したがって以上により、多くのデメリットを社会にもたらすことが考えられ、また著作権法の目的の一つである、著作をしようという者にたいするインセンティブをあたえることにつながらない、デメリットのみをもたらす肝心の著作権者本人には利益をもたらすことのない(106)には反対し、(107)に賛成いたします。

(108)に関しましては、保護を望む者と望まない者を峻別し、権利保護の必要のないものをいち早く公共の用に供することができ、いたずらに保護されることから考えられる社会的不利益(三権化し保存し公開できない、長期間の保護により情報が散逸する可能性がある、保護の必要性がないにもかかわらずアクセスするコストが必要となる等)を防止することができるものであります。また納付実績により長期間の保護からくる権利者情報の散逸を防いだり、将来の納付のために著作権物の管理をしっかりと行うことが考えられ、利用者側が長期間の保護からくる権利者情報の散逸の防止にアクセスコストが増大し、ひどいときにはコストによって利用しなくなることを防ぐといった社会的メリットがあります。このようなことは無方式主義をとるという状況であり、現在の著作権法は予定していなかったものであるといえます。(たとえばアメリカを、九国連合の著作権期間は14年であり、延長申請してさらに14年保護されるといいうものであります)加え、著作権者に対して、法律の保護の見返りとして、一定の行為を要求するということは、社会的みて妥当といえず、権利者発見のためのコストを全て利用者に転化し、自身はなにもしなくても保護されるというものは、不動産ですら登記を要求されることを考えると著しく公平性を欠くといわざるをえません。

私としましては、著作権の利用実態が物によって違うのに対して、法律は保護期間を一律の年限によって定めるといことは、現在の社会状況を無視したものであるといわざるをえず、これを補正するために、10年毎に著作権物の保護期間の延長の申請をしなければならぬ(最大で50年)とすべきであると考えます。またこれによって初めて侵害者の権利者追跡義務の懈怠を法的に問うるものではないかと考えます。以上により、新しい著作権保護のあり方(108)の意見に賛成します。

著作権法改正要望事項について【5. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属・職業: [REDACTED]

住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]

意見:

意見(106)~(108)関連
保護期間のこれ以上の延長には反対である。

保護期間を定めるにあたっては、
1. 制作側の利益を保護することによって著作権物の制作を保護・促進するという点と、
2. ある期間をもって著作権物が公有となることによる、新たな著作やビジネスに資するものとなる
という点のバランスから定められるべきものであると思われる。

意見(107)にもあるが、これ以上の保護期間の延長は2.の点に関する不利益が大きくなると思われる(私見だが、条約で定める最低限度程度が望ましいのではないかとと思われる)。

一方の1.に関してであるが、これは、
1a. 直接的な著作権者に対する利益の保護と、それによる著作制作の促進
1b. 流通等に関わる者に対する利益の保護
の両面を含んでいる。
保護期間を現行以上に延長した場合、1a.の効果は限定的(著作権者の死後相当の年数を経過しての利益であるため)である。主に1b.の利益に関係するものと考えられる。
これは確かに、資金的な面で新たな著作を支援する側面はあるにせよ、著作制作の促進という側面からみた場合、これ以上の延長による効果は薄いように思われる。

著作制作の促進という側面から、この1, 2のバランスを考えた場合、これ以上の保護期間の延長は不利益が大きく、単に既存の著作権物の流通段階での利益を保護するだけに終わる可能性が高いと思われる。

なお、どうしても延長するということであれば、意見(108)のような登録制度を付すことが望ましいと考えている。その場合、(現状のベルヌ条約下では困難とは思われるが)無条件で保護される期間は現行より短縮することも検討に値するのではないかと。

以上、検討をお願いしたい。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (106) 及び (107) について
(106) に反対します。 (107) に同意します。
70年は長すぎます。
以上

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (107) について
107 に賛成します。安易な保護期間延長には反対です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒 [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (106) および (107) について

(106)

強く反対します。
欧米諸国の保護期間の標準が「70年」というのは誇張もしくは虚偽であります。
欧州委員会が「公表後50年以上に延長すべきでない」という結論を出したことを忘れてはなりません。
本来、パブリックドメインに還るべきものを、誰のために、何のために死後50年という長期間にわたって「特別に」保護するのかという、根本的なところを見失った意見であると考えます。

(107)

上記の理由で賛成します。

Private : [REDACTED]
[REDACTED]

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒 [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (108) について

強く賛成します。
50年以上の保護は著作権者が希望する場合に限定することによって、一部を除く多くの著作物がパブリックドメインに還り、文化の発展に寄与することになると考えます。

Private : [REDACTED]
[REDACTED]

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:(106)及び(107)について
今から51~70年前に公開されていた映画のうち、現在でも映画館で見ることが可能な作品はごく少数です。
著作権を一律に延長するということは本来、著作権が切れて自由に公開できるようになったはずの作品が、たまたま同時期に公開されたごく少数の極めて長期にわたって商業的価値を有する作品を「延命」させるために、日の目を見なくなってしまうことと考えます。それは著作権法第1条に謳われる「文化の発展に寄与」だとは思えません。
また、Stefan Bechtoldが書いているところによると、欧州委員会は(少なくとも調査報告書は)EUでのレコードの著作権期間を現行の“公表後50年”以上に延長すべきではないと判断したそうです。(Independent, BBC)
欧州連合(EU)の中央組織が欧州委員会(EC)であるところを考えると、欧州では70年が一般的な水準というのではありません。
著作権法の目的は、文化の発展のためです。権利者の権利を一方的に守るだけでは、そもそもの著作物利用のチャンスが失われてしまい、文化の衰退を招くどころか、権利者にも不利益になります。
よって、(106)に反対し(107)を支持します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: (106)について
EUの機関である欧州委員会はレコード等の著作物の保護期間をレコード会社からの圧力にも関わらず公表後50年以上に延長すべきではないと判断したとの報道がBBCでなされていたように、日本でも50年以上に延長する必要は感じられません。
したがって(106)の意見には反対です。

意見: (107)について
最近の著作件法の改正はとにかく権利者側の意見のみを過剰に取入れ、利用者側の意見を殆ど反映していないように見受けられます。著作物は利用されてこそ意味があるものであり、徒に保護期間を長くしてその著作物の利用を難しくする事は新たな著作物が生れるチャンスを小さくする行為であり世の中にとって不利益になることだと考えます。
したがって(106)の意見には賛成です。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (106)及び(107)について

(106) 著作権、著作隣接権の保護期間について「50年」から「70年」への延長には反対です。
(106)に関しては安易な期間延長にしか思えない。現状の50年でいいと思える。文化発展に鑑みる著作権法の趣旨に反していると思われるまた、業界団体の意見を吸い上げ法整備を念頭に考えるのもいいが、一般市民にとっても著作物というものは次の文化に繋がるべきクリエイターを養うものでもあるので保護期間の延長には断固として反対の意見です。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp

cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

○保護期間について (106) (107) (108)

著作物は、人類の長い歴史の中で互いに影響を与え合いながら発展してきた、人類共通の財産です。このような性質のものを、作品の販売で利益を得るといって極めて私的な目的のために、ごく一部の国民にだけ独占させるのは本来あってはならないことです。

特許権のように発案者の利益を保護するという考えはよく理解できます。しかし、その保護期間は必要最低限とするべきです。

娯楽に溢れた現代社会において、営利を目的とした商業作品は、どの分野においても初回販売で利益を回収する傾向が非常に強いのは明白です。著作権の保護期間は、特許権などと同様に、公表から20年程度もあれば十分であると思われます。

現在の著作権の期限は、著作権者の死後50年とされています。しかし、死後も継続して保護する必要などどこにあるのでしょうか。制作者の親族が著作権を相続しても、文化の発展につながるとは思えません。

自分の作った作品は永遠に自分のものであるという考えは理解できます。しかし、それは人格権の話です。いかなる作品も必ず過去の作品の影響を多分に受けて制作されています。あらゆる著作物は、その独占的な保護期間を経て、すみやかに公有財産（パブリックドメイン）として社会に還元するべきです。

作品を独占し利益を得ようという一部の者たちの手によって、現在の著作権は他の知的所有権とは比較にならないほど強大な権力を持つに至りました。しかし、著作権法とは、著作物の販売で営利を追求する者たちを守るためだけの法律ではありません。特許権よりも過かに長い独占期間を設けることに一体どんな意味があるのでしょうか。

日本経済は市場競争の原理によって成り立っています。著作物の制作販売においても、国民の支持が得られなければ淘汰されて然るべきです。国民の自由を侵害してまで著作権ビジネスだけを特別手厚く保護する必要など何処にも存在しないと思います。

もはや更なる保護期間の延長に大儀など存在しません。むしろ著作権者に与えられる権力が必要最低限となるような改正を希望します。

以上。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

宛先: "ch-houki@bunka.go.jp" <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: 〒 [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (106) について
私は著作権保護期間を経過した法学関係書籍を電子ファイル化することを、ボランティアで行っている者です。
(106)で著作権保護期間を70年まで延長する要望が出ていますが、これに反対の意見を表明します。
蓋し、法律学の著作物の現状から見て、著作権保護期間を延長することに、法律学の著作物の利益を生み出す機会はほぼ皆無である一方で、保護期間をよって商業的な利益を生み出す機会により、研究材料に供する機会は増えることが期待できるからです。
具体的に申しあげます。
現在の時点で没後50年を経過し、70年を経過しない法学関係者は、主として富井 政章、岡田朝太郎、古賀 康造、立 作太郎、宮本 重遠、末弘敏太郎といった方々です。
これらの方々の著作物については、現在の利用はほとんど研究目的に供されることは少ない(たとえば図書館で開架されている棚にあることはほとんどない)といえます。
そこで、著作権保護期間を経過した場合の商業的な欠点について考察します。
研究目的での利用を需要として商業的に考えるならば、供給は、版面をそのまま使った「復刻版」とすることが一般的です。これは、研究目的であるならば引用する際に「第何版の何ページ何行目であるか」と言うことが重要で、新たに版を作るとそのようなことをしにくくなるからです。「復刻版」とするときには著作権の有無にかかわらず、そのような「物」に需要があるので、この点で著作権保護期間を延長する意義は薄いといえます。
一方、保護期間を経過した場合の長所について考えますと、研究目的では前述のような引用はできなくなりますが、電子ファイル化されれば、気軽に著作物を紐解くことができ、また、検索機能により目的となる箇所を探し出す手間が軽減されます。
以上より、著作権保護期間を延長することは、利益が少なくて害が多いことと見え、反対の意見を表明します。

住所が抜けていたので再送します。

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

この度、著作権法改正要望事項(5) <保護期間>につきまして、ご意見を送付させていただきますので、よろしくお願いたします。

〒 [REDACTED]
TEL: [REDACTED] 拝
(職業: [REDACTED])

<以下意見>
この度社団法人音楽出版協会より、著作権法第51条第2項、第101条第2項などについて、見直しを求める要望が提出されています。この要望では著作権保護期間を公表後70年にするのが望ましいとあります。それとの整合性を図る必要は認められますが、それら保護されない著作物の利用により、これまで恩恵を受けた消費者や企業は多いと思われ、70年への保護期間の延長を著作権者に対し一律に認めることにより、広く流布する機会に恵まれず、しかし価値の高い著作物が世間に広まる機会が減少することが懸念されます。私は保護期間の一律延長でなく、保護期間の終了に伴い著作権者が著しく実害を被ることが予想される著作物については「70年」とし、一般に流通していない著作権利がこれまでも発生しなかった著作物については「50年」(現行のまま)とするのが望ましいと考えます。

<以上>

宛先: "ch-houki@bunka.go.jp" <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 「著作権法改正要望事項について[5. 保護期間]

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中

著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [redacted] 注: この意見は個人的なものであり団体と
所属: (会社名・学校名等又は職業 [redacted])
は関係ありません)
住所: [redacted]
電話: [redacted]
意見: (106)及び(107)について
(106)は反対です。一部の富裕層が文化を享受して、そうでない人が享受出来ない、というのは果たして本当に文化の発展に望めるのでしょうか。
(107)を支持します。そういったことをするのは新しい創作の足かせになるとしか思えません。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項に対する意見募集について [5. 保護期間]

(1) 氏名及び所属

[redacted]

(2) 住所及び電話番号

[redacted]

(3) 意見

「5. 保護期間」

(106)の著作権保護期間を延長することについて反対します。また、(107)の著作権保護期間の延長に対して慎重であるべきとの要望を支持します。
例えばディズニー作品にはグリム童話などを元にした改作が多いことは一般に知られていますが、安易に著作権保護期間を延長することは、これらに代表される新たな著作物の創作を阻害する結果となります。
また、要望中に「欧米諸国並み」の如くの文言が使われていますが、欧米諸国においては、日本法に比べ著作物の利用に配慮されているものと理解しています。これら、著作物の利用に対する配慮について述べることなく、保護期間のみについて「欧米諸国並み」と言うことは均衡を欠くと考えます。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について【5. 関連】

文化庁長官官房著作権課 法規係 御中
著作権法改正要望事項に対し、以下の通り意見を表明します。

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED] (提出する意見は個人の見解であり、所属する組織とは無関係です)
住所: [REDACTED]
電話: [REDACTED]
意見: 「5. 保護期間」について

・保護期間の延長に反対します。
・方が一、保護期間を延長する場合は、現行法ですでにパブリックドメインになっているものにたいして遡及することがないように希望します。

作品を作り出した著作権者の権利を保護するのは当然である。しかしながら、その保護期間が長すぎると、逆に著作物の流通を妨げ、新たな著作物の創造を妨げる結果となってしまう。著作物は、彼一人であつた新しい著作物を創造する自分なりのアイデンティティを作り出していくのが常である。過去の諸先輩の著作物を利用しておきながら、一方で、諸外圍に合わせることにこだわらずに著作権の延長を主張するのは、天に向かつてつばする行為でもある。

現行の「死後50年」は、著作者の「子や孫の代」までは保護することに、なるので、妥当である。これを70年あるいはそれ以上に延長することは、著作者が生存中にあつたこともない曾孫やその後の代まで、権利を保護することになり、あきらかに長すぎると思われる。

著作者の死後ある程度の期間が経過すると、特にあまり有名でない作品の場合、入手が困難になる場合が多い。保護期間をあまりに長く設定すると、入手できるかどうかは著作者と直接に関係のない権利者の意向次第という状況になってしまう。(例えば、絶版になった作品を入手する場合、コピーができないとなると、出版社の意向によって、ということになってしまう。)

これは、著作物や作品そのものにとつて不幸な事態である。著作権法の目的である「文化の発展への寄与」ところかそれを阻害することになってしまう。

以上を考えると、保護期間は合理的な長さであるべきであり、安易に延長することは慎むべきである。現行の死後50年は妥当であると考えます。

そもそも、保護期間の延長の要望は、著作物そのものよりも、関連する業界団体からなされているのが現状である。これは、他人が創造した著作物で商売している団体が、版の種を失うのが惜しくて保護期間の延長を要望しているというのが真意であり、著作物の権利の保護の見地からはかけ離れた要望である。真の著作者ではなく、一部業界の保護のためにだけに保護期間を延長するのは誤りであると考えます。

万が一、保護期間を延長することになった場合には、現状ですでにパブリックドメインとなり、それを利用した新たな著作物(演奏の録音など)が違法状態となることがないように、保護期間の延長を遡及することがないようにしていただきたい。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 「著作権法改正要望事項について【5. 関連】」

文化庁長官官房著作権課法規係 御中

(1) [REDACTED]
(2) [REDACTED]
(3) 意見

「著作権法改正要望事項について【5. 関連】(106)について意見させていただきます。

著作権延長には断固として反対です。

不正競争防止法など利用できる法律は他にもあるのではないのでしょうか？むしろ、ミッキーマウスを延命させたむしろ、アメリカの著作権延長を批判すべきではないのでしょうか？逆に現行よりも短縮すべきではないのでしょうか？

特に音楽に関しては、現行よりも短くして、廃盤などで市場に流通しなくなった時点で、作品の権利そのものを著作権者(作家)のほうに戻すべきだと考えます。著作権者(作家)の手元に戻すことで、その作家の手によるリメイクなどで息を吹き返すことが可能になり、新たに陽の目を見ることだって可能なはずで、特に流通させるつもりもなく、ただ、権利を持っているだけの作品も膨大にあるため、現行のままでは映画や、書物と同じように、陽の目を見ないままどんどん老朽化していくばかりです。

それとも、老朽化が進む一方のアーカイブをすべて、きちんと現代にのみがえらせるということも本気で考えてくれるうえで、この意見を各団体は要望してののでしょうか？当時売れた、あるいは人気を博したものはかりが文化ではありません。当時は話題にすらならなかったものもひとつの文化です。

……ものすごい疑問を感じます。

よって、著作権延長には反対、ならびに短縮を求めます。

以上。

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: (106) に関連
保護期間を70年とすることについては、先に導入された欧米においても反対意見
が多く、
欧米ではデジタル著作権保護についても日本とは扱いに違いがあるため、安易な
「欧米並」
基準の導入は行うべきではないと考えます。
また、保護期間を延長することで作者の創造力が向上するとは言えず、著作権
逸業者のみが
利益を享受するのでは本末転倒のため、その点からも慎重な議論が必要です。
意見: (108) に関連
利用されず、いわば「塩漬け」になる著作物を開放するというのは、文化的に大
変検討に値する要望です。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]

意見: (106) 著作権及び隣接権の延長について。
関係団体からは、欧米では著作権及び著作権隣接権の保護期間は70年が一般的な水準で
あるとの意見が出されているようであるが、

<http://blog.japan.cnet.com/lessig/archives/001441.html>

こちらによると、EUの行政執行機関である欧州委員会は、音楽の著作権については現
行の50年より延長するべきではないとの報告書をまとめたようだ。
欧州の行政の中心機関である欧州委員会がこのような報告書をまとめているとい
うことを重く受け止めるべきである。
「欧米では著作権及び隣接権の保護期間は70年が一般的な水準」というのは、あまりに
権利者に都合の良いようにゆがめられた認識であり、権利の保護期間の延長に反対す
る。

宛先: <ch-houki@bunka.go.jp>
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見:

(105) (106)
むしろ逆でごく一部のドル箱コンテンツの延命のためだけに
長期間権利切れを待ち続けていた他の著作物が使えなくなるのは痛すぎる

(107)
その意味では慎重にならざるを得ないという意見には賛同できるし

(108)
この案は暫定的なものであるものその考え方は非常に評価できるので賛同する
個人的にはむしろ(国際的に)短縮して欲しいと考えるが...

宛先: ch-houki@bunka.go.jp
cc:
件名: 著作権法改正要望事項について[5. 関連]

氏名: [REDACTED]
所属: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
電話番号: [REDACTED]
意見: (106)及び(107)について

著作権保護期間の延長に反対します。

楽曲演奏などについては、公開後の年数を計算するので、時代の趨勢や
業界の利益保護のため、保護期間の延長を考慮する余地はあると思いま
すが、個人の著作物、つまり小説、エッセイなどに関しては、執筆や公
開からの換算ではなく、没年からの換算ですから、多くの場合、現状で
も公開後50年を超える保護が成立しています。早熟で長命な作家であれ
ば、作品の公開から100年間の保護も現状では可能となっています。

保護期間を一律に70年などに引き上げてしまえば、作家が晩年に著した
作品以外は、ほとんどが一世紀ちかくの年月を「保護」という名のもと
の「隠蔽」の身分におかれてしまいます。現代のように、出版・絶版の
サイクルが極度に短い社会においては、これは、ほとんどの作品が忘れ
さられてしまうことを意味しています。

したがって、個人の文章などに関しては、現行の著作権保護期間で十分
に関係者の権益が保護されていると考えられ、作品を公正な利用に処す
ためには、保護期間の延長はむしろ害をなすと思われます。

このような考えから、私は、著作権保護期間の延長に反対の意見を提出
します。